

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 8 年 1 0 月

青 森 県 人 事 委 員 会

目 次

別紙 1 報 告

I 給与に関する事項

1	職員給与等の状況	1
2	民間給与等の状況	3
3	職員給与と民間給与との比較	4
4	職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較	5
5	物価及び生計費	6
6	国家公務員の給与等に関する人事院勧告等	6
7	本年の給与の改定	6
8	転勤に伴う経済的な負担の軽減等	8
9	職務・職責を重視した給与制度の整備等	8

II 人事管理に関する事項

1	人材の確保・育成等	9
2	働き方改革・良好な勤務環境	13

III	給与勧告実施の要請	17
-----	-----------	----

別紙 2	勧 告	19
------	-----	----

参考資料

報 告

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者の給与並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和8年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

(1) 職員数等

職員（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。）の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。）の総数は、15,366人（昨年15,533人）で昨年に比べ167人減少し、その平均年齢は42.8歳（同43.0歳）、平均経験年数は20.7年（同20.8年）となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は40.8歳（同40.9歳）、平均経験年数は19.1年（同19.3年）である。また、性別構成比は男性55.3%、女性44.7%であり、学歴別構成比は大学卒83.0%、短大卒2.7%、高校卒14.3%である（構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。以下同じ。）。

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は404,799円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は362,008円となっており、いずれも昨年に比べ増加している。

表１ 適用給料表別職員数等

区分 給料表	適用職員数		性別構成比		平均年齢	平均経験年数
		昨年比	男性	女性		
全給料表	15,366 人 (15,960)	△ 167 人 (92)	55.3 %	44.7 %	42.8 歳 (43.5)	20.7 年 (21.3)
行政職給料表	4,401 (4,513)	22 (76)	59.7	40.3	40.8 (41.2)	19.1 (19.6)
警察職給料表	2,199	△ 15	86.1	13.9	37.6	16.5
海事職給料表	35	△ 1	100.0	-	48.6	29.3
教育職給料表(一)	2,626	△ 21	54.6	45.4	45.3	22.5
教育職給料表(二)	5,691	△ 154	41.5	58.5	45.3	22.7
研究職給料表	99	△ 3	63.6	36.4	44.1	21.0
医療職給料表(一)	11	△ 1	63.6	36.4	55.4	26.2
医療職給料表(二)	192	△ 5	40.1	59.9	42.6	19.5
医療職給料表(三)	112	11	6.3	93.8	38.1	16.0

(注) 1 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）は含まない（次表において同じ。）。

2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（次表において同じ。）。

3 （ ）内は給与条例附則第7項により給料月額が決定される職員を含めた数値である（次表において同じ。）。

表２ 給料表別平均給与月額

区分 給料表	令和8年4月	令和7年4月
全給料表	404,799 円 (401,811)	392,541 円 (390,893)
行政職給料表	362,008 (360,728)	352,310 (351,610)
警察職給料表	372,610	359,170
海事職給料表	433,592	417,288
教育職給料表(一)	440,267	424,750
教育職給料表(二)	434,812	421,323
研究職給料表	392,206	383,908
医療職給料表(一)	895,252	855,568
医療職給料表(二)	388,301	377,985
医療職給料表(三)	343,802	331,492

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所315（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した120の事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に従事する者等を対象とし、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績も調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の御理解をいただき、86.6%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で54.6%、高校卒で57.3%となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で58.8%、高校卒で89.0%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で41.2%、高校卒で11.0%である。

(2) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は74.8%、ベースダウンを実施した事業所は0.0%となっている。

また、一般の従業員（係員）に対し、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.1%である。昇給額が昨年に比べて増額となった事業所の割合は35.8%、減額となった事業所の割合は4.5%である。

表3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	74.8	6.0	0.0	19.2
課 長 級	64.5	8.4	0.0	27.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした場合の割合である。

表4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
係 員	83.1	83.1	35.8	4.5	42.9	0.0	16.9
課 長 級	72.6	72.6	27.6	4.5	40.6	0.0	27.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所を100とした場合の割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては表5の注書きの職員給与、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与を比較し、民間給与との較差を算出したところ、職員給与が民間給与を一人当たり平均11,047円（3.03％）下回っていた。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の4.68月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分下回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較 差 ①－② $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right] \%$
375,612 円	364,565 円	11,047 円 (3.03 %)

- (注) 1 「ラスパイレス方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。
- 2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、へき手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
- 3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目		民間事業所
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	363,686 円
	上半期 (A2)	374,072 円
特別給の 支給額	下半期 (B1)	824,311 円
	上半期 (B2)	903,421 円
特別給の 支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.27 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.41 月分
	年間 (計)	4.68 月分

(注) 「下半期」とは令和7年8月から令和8年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパイレス指数は96.8、都道府県職員のラスパイレス指数の平均は99.7となっている。

(注) 「ラスパイレス指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、令和7年4月1日現在の総務省公表値である。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で2.6%上昇している。

また、本委員会が同局による「家計調査」等を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ198,950円、228,240円及び257,550円となっている。

6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理及び一般職の職員の給与について報告し、一般職の職員の給与並びに勤務時間及び休暇について勧告を行った。

この報告及び勧告の概要は、参考資料のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を11,047円（3.03%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を15,056円（3.51%）下回っていることから、行政職俸給表(一)については高卒者に係る初任給を4.7%（9,500円）引き上げて209,800円、大卒程度に係る初任給を4.1%（9,500円）引き上げて241,500円とし、中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定を行い、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について民間の再雇用者の水準を踏まえ引上げ改定を行うこと、他の俸給表については行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定を行うこと、これらの改定は令和8年4月に遡及して実施することを勧告した。

これらの状況を踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定

状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年４月に遡及して実施することが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 支給月数

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.65月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.68月）を0.03月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年８月から本年７月までの１年間ににおける民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、国の期末手当及び勤勉手当の支給割合との均衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和９年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

イ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院は、特定任期付職員は少数であるため、現行制度の支給総額の範囲内では特に高い業績を挙げた場合であっても、高い成績率を適用することが困難であるとして、人事院の承認を得た場合に、現行制度の支給総額を超えて勤勉手当を支給することができるよう措置することを勧告した。

特定任期付職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、人事院勧告の趣旨や他の都道府県の動向等を踏まえれば、国と同様の措置を講ずることが適当である。

(3) 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国の制度を基本として措置してきており、人事院が引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

(4) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、昨年、最低賃金の上昇が続いていること等を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和８年４月から措置することを勧告した。

本県では、給料表に定める給料月額の水準は、本県の最低賃金に相当する額を上回る状況にあるが、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により職員に対し当

該手当に相当する第二種初任給調整手当を支給できるとされたことや他の都道府県の動向等を踏まえれば、国と同様の措置を講ずることが適当である。

8 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

(1) 転居に関する手当

人事院は、転居を伴う転勤を行った全ての職員の経済的負担の軽減及び異動の円滑化を図るため、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を令和9年4月1日から新設することを勧告した。

本県では職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、転居に関する手当の新設及び単身赴任手当の加算額の廃止等については、人事院勧告の趣旨や本県における異動の実情等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて措置することが適当である。その実施に当たっては、関係法令の整備の動向、当該手当を支給するための事務処理体制の整備に要する期間等を踏まえ、実施時期を定め、所要の措置を講ずる必要がある。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の指定基準を見直すこととした。

本県の特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる公署の指定基準については、人事院の指定基準を踏まえた内容としてきており、見直しを検討する必要がある。

9 職務・職責を重視した給与制度の整備等

人事院は、各府省の政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等について、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するための措置の具体的な内容の検討を加速していくこととし、本府省幹部職員以外の職員についても、能力・実績がより処遇に反映されるよう必要な制度の見直しを行っていくこととしている。

職務給の原則の下、職務・職責をより重視した給与制度を整備し、能力・実績に見合った処遇を確保することは、人材の確保・定着のためにも重要であり、本県の給与制度についても、国や他の都道府県の動向、本県の実情等に留意しながら措置を講じていく必要がある。

令和8年4月から国が実施している在級期間に係る制度の廃止及び初任給決定方法等の見直しについても、その趣旨や本県の実情等を踏まえ必要な措置を講じていく。

Ⅱ 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

人材の確保については、若年労働人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりなどの影響を受け、厳しい状況が続いている。このため、職員採用試験についてはこれまで多くの見直しを行い、また、多様な県職員の仕事の魅力を発信する取組についても任命権者と連携してその内容を充実させながら実施してきた。しかしながら、近年、職員採用試験の合格者のうち採用を辞退する者が増加傾向にあるなど、人材確保の懸念が解消される状況には至っていない。

社会環境の変化や複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、その基盤となる有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠であり、県庁が働く場として選ばれ、県職員を志望する者を増やすことができるよう、職員採用試験の見直し、仕事の魅力発信等に関する取組を引き続き進めていく必要がある。

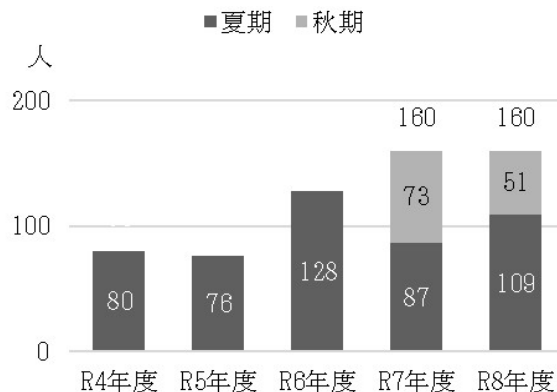
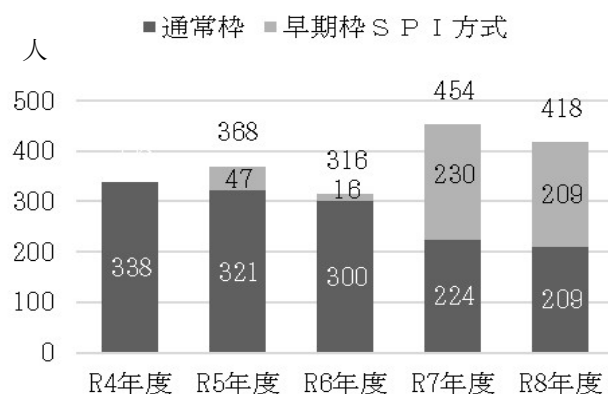
(職員採用試験の見直し)

大学卒業程度試験のうち早期枠 S P I 方式と通常枠を合わせた受験者数は、早期枠 S P I 方式の職種を大幅に拡大した前年度に引き続き400人を上回ったが、やや減少している。技術職については、本年度から、8職種で採用候補者名簿の有効期間を1年から3年に延長したほか、4職種で高等専門学校卒業見込者の受験を可能とする見直しを行ったところ、受験者の確保に一定の効果が見られた。

大学卒業程度試験のうち社会人枠については、一部の職種で専門試験を廃止する見直しを行い、秋期の試験職種を2職種から4職種に拡大し、昨年度に引き続き年2回実施したところ、前年度並みの受験者数を確保した。

大学卒業程度試験全体としては、これまでの見直しの効果により、一定の受験者数は確保しているが、技術職については受験者数が採用予定人員に達していない職種もあり、受験者の確保がなお一層重要な課題となっている。

図1 大卒程度（通常枠・早期枠S P I方式）受験者数
図2 大卒程度（社会人枠）受験者数



(注) R8年度秋期は申込者数

職員採用試験については、社会環境の変化を見据え、多角的な観点から検証し、継続的に見直しを進めていくことが重要であり、本委員会では、有為な人材の確保に向け、能力実証等の観点に留意しつつ、国や他の都道府県における取組も参考としながら、職員採用試験の課題整理に引き続き取り組むとともに、技術職の受験者確保に向けた方策の検討などを進めていく。

(仕事の魅力発信)

本委員会では、学生等受験者となり得る層に対して、県職員の仕事への興味・関心を高め、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられるものであることをアピールするため、任命権者と連携しながら、オンラインや対面による説明会の開催、SNSによる積極的な情報発信などに取り組んでいる。また、技術職の受験者確保のため、各職種の人事担当部門と意見交換を行い、共通認識のもと、仕事の魅力を戦略的に発信できるよう、連携の強化に取り組んでいる。

任命権者においても、従来の5日間のインターンシップに加えて、新たに大学2年生や社会人も対象とした3日間の職場体験プログラムを実施し、県職員の仕事に興味・関心を持つ学生に実務経験の場を提供するとともに、詳しい業務内容や県職員として働く魅力を紹介するなど、仕事の魅力発信に積極的に取り組んでいる。また、採用試験合格者を対象とした説明会において、新たに合格者同士の交流、キャリアパスの提示等を行い、入庁に向けた不安解消やモチベーションアップを図り、採用辞退の防止にも取り組んでいる。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携し、国や他の都道府県における取組も参考としながら、採用辞退の防止にも結びつくようなより効果的な情報発信を追求し、受験者の一層の掘り起こしを行っていく。

(2) 人材の育成等

若年労働人口の減少等の影響を受けて人材確保が厳しい状況が続いている中において、複雑化・多様化する行政課題に対応し、良質な行政サービスを提供していくためには、人材の育成、女性活躍の推進、高齢層職員の能力の活用・発揮等に関する取組の重要性は一層高まっている。

人材育成の取組の充実、キャリア形成への関心が高い若手職員等に対して職場環境の魅力を高める効果が期待されるとともに、職員の組織への定着にもつながるものである。

各任命権者においては、「青森県職員育成・確保方針」（令和7年4月策定）に基づき、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがい・成長実感を得られるよう、環境づくりを進めることが重要である。

(人材の育成)

各任命権者においては、職員が自身の将来像を意識できるよう、職種ごとのキャリアパスの提示やキャリア形成に関する研修を実施し、また、時代の変化に応じた研修メニューの設定やオンライン研修など、効果的な職場外研修にも取り組んでいる。

これらの取組を引き続き充実させ、職員が主体的に学び続けることを支える環境づくりを進める必要がある。

(女性活躍の推進)

各任命権者においては、女性職員が自身の個性と能力を十分に発揮し、継続的により意欲的に活躍できるようにするため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項に基づき女性活躍の推進に関する計画を今年度新たに策定した。

当該計画では、女性採用比率や女性管理職の割合等に関する目標値を設定し、女性職員の採用や登用の積極的な拡大等を進めることとしている。

各任命権者においては、女性の受験者の確保に向け積極的に取り組むほか、女性が活躍できる環境づくりに向けて、ジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従事事務の多様化等も検討しながら、計画に定める取組を積極的に進める必要がある。

表7 女性採用比率

区分		目標	実績
知事部局等		毎年度おおむね 50%	46.2% (R8. 4. 1)
教育委員会（学校以外）		毎年度おおむね 50%	66.7% (R8. 4. 1)
教育委員会（学校関係）	教諭	—	51.9% (R8. 4. 1)
	その他	—	60.0% (R8. 4. 1)
警察	警察官	—	26.5% (R7年度)
	警察行政職員	—	80.0% (R7年度)

(注) 1 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである（次表において同じ。）。

2 「—」は、目標が設定されていない区分である。

表8 管理職等に占める女性職員の割合

区分		目標	実績 (R8. 4. 1)
知事部局等（副参事級以上）		R13. 4. 1までに 20%	10.1%
教育委員会（学校以外・副参事級以上）		R13. 4. 1までに 25%	22.6%
教育委員会（学校関係・校長、教頭、事務長）		R13. 4. 1までに 22%	20.1%
警察	警察官（警部補以上）	R13. 3. 31までに 9%以上	7.3%
	警察行政職員（主幹級以上）	R13. 3. 31までに 50%以上	45.1%

（高年齢層職員の能力の活用・発揮）

定年引上げに伴い、高年齢層職員の割合が相対的に高まっていく状況にある。

各任命権者においては、高年齢層職員が培ってきた知識・経験・専門性を活かせる人事配置を行うことや、若手職員への知見の伝承、管理職のフォロー・サポートの役割を担わせること等により、高年齢層職員がその能力を活用・発揮し、モチベーションを維持しながら組織への貢献を高める環境整備を進める必要がある。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、その結果を任用、給与、人材育成等の人事管理の基礎として活用し、組織力の向上を図るためのものである。

各任命権者においては、人事評価の意義に常に立ち返り、評価の公正性、透明性、客観性の確保に留意しながら、評価に対する職員の納得性や信頼性を更に高めることができるよう、評価結果に対する相談対応も活用しながら制度全般を適切に運用していくとともに、職員の能力及びやりがいの向上に結びつけていくことが必要である。

本委員会においても、各任命権者における人事評価制度の運用や評価結果の活用状況等を注視し、必要な助言等を行っていく。

2 働き方改革・良好な勤務環境

(1) 柔軟な働き方の推進

育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにしていくためには、個人の事情に配慮した柔軟な働き方や仕事と生活の両立支援に関する取組を一層推進していく必要がある。柔軟な働き方の推進等は、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するだけでなく、公務職場の魅力の向上、有為な人材の確保につながることを期待され、女性職員の活躍推進の観点からも重要である。

(柔軟な働き方の推進)

各任命権者においては、育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制や、テレワーク（在宅勤務）を導入し、それぞれ個々の職員の事情に応じ活用が広がってきている。

人事院においては、フレックスタイム制の更なる柔軟化を行うため、1日の最短勤務時間やコアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行うこととしている。

本県においても、このような国の取組も参考としながら、フレックスタイム制を利用できる職員の範囲の拡大等を含め、多くの職員が利用しやすい制度となるよう検討を進める必要がある。併せて、勤務間のインターバル確保についても、その実施に向けた調査・研究を検討していく必要がある。

(仕事と生活の両立支援)

本県においては、育児を行う職員の早出遅出勤務や時間外勤務の制限の請求の対象となる子の範囲の拡大、育児に係る部分休業等の取得形態の多様化、不妊治療のための休暇の拡充、子の看護等休暇の取得事由の拡大など、職員の仕事と生活の両立支援のための制度の充実に取り組んできた。

各任命権者においては、これらの制度が広く活用されるよう、分かりやすい形で

の職員への周知等の取組を引き続き進める必要がある。

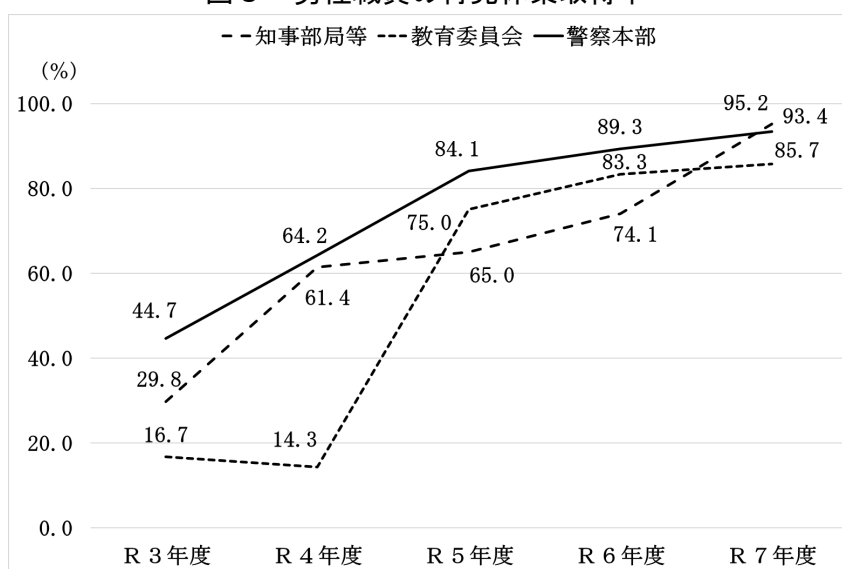
また、人事院においては、公務の運営に支障がない場合に取得事由を問わず無給で年間7日間まで取得できる「無給休暇」を新設することとしており、本県においても、国家公務員に係る「無給休暇」に関する法令の整備の状況等を踏まえ、当該休暇についての検討を進める必要がある。

(男性職員の育児休業の取得促進)

各任命権者における積極的な取組により、男性職員の育児休業取得率は着実に高まってきており、育児休業を取得した者に対する取得期間6月超の割合は低いものの、取得期間2週間以上の割合は8割を超えるなど大きく上昇している。

各任命権者においては、男性職員が安心して希望する期間の育児休業を取得できるよう、管理職員等からの積極的な働きかけ、全職員の理解の醸成、代替職員の確保などの取組を引き続き進める必要がある。

図3 男性職員の育児休業取得率



(注) 1 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである(次表において同じ。)

2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない(次表において同じ。)

表9 育児休業取得期間2週間以上の男性職員の割合(令和7年度)

(単位: %)

区分 部局等		2週間以上	
		うち1月以上	うち6月超
知事部局等	96.6	※ 44.1	13.6
教育委員会	83.3	33.3	0.0
警察本部	83.8	23.2	0.0

(注) ※印は「うち1月超」の割合である。

(2) 時間外勤務の縮減等

長時間の時間外勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる。職員の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現を推進するためにも、長時間勤務の是正や年次休暇の取得促進は重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数及び月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は、過去5年間の推移を見ると、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症や災害への対応のため増加したが、令和5年度以降はそれ以前の水準まで戻ってきている。

各任命権者においては、管理職員等によるマネジメントの強化や業務見直しによる業務量の縮減、デジタルツールによる業務の効率化等により、時間外勤務の縮減に向けて不断に取り組むとともに、適正な職員配置や災害時等における柔軟な業務分担等についても引き続き対応していくことが必要である。

また、人事院においては、職員の総実勤務時間を減少させるため、職員が休日や週休日に勤務を命じられた場合、代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行うこととしており、本県においても、国家公務員に係る代休日の指定等の見直しに関する法令の整備の状況等を踏まえ、当該制度についての検討を進める必要がある。

図4 職員一人当たりの月平均時間外勤務時間数

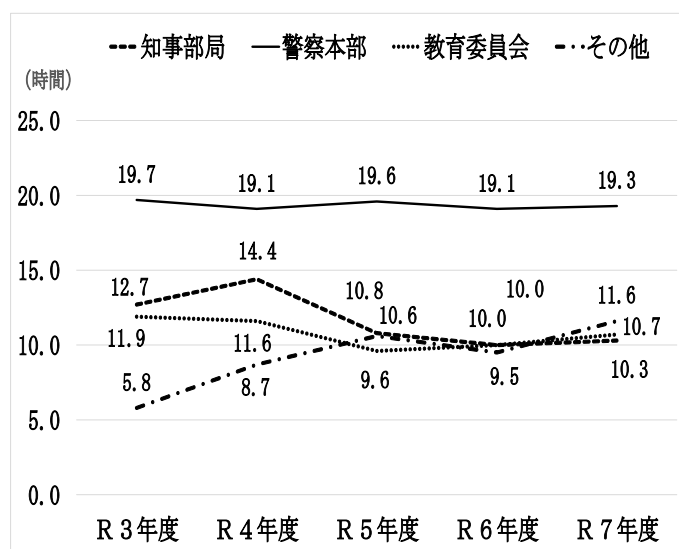
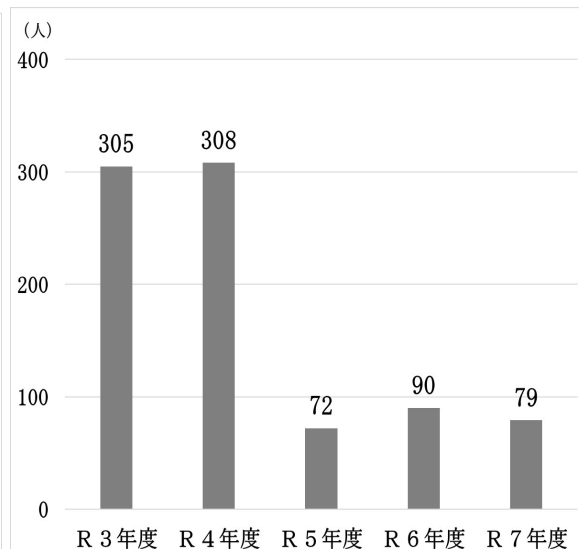


図5 月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数（全体）



(注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。

2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(教職員の働き方改革)

県教育委員会においては、学校における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるものとして、「学校における働き方改革プラン」（令和8年度～令和10年度）」を策定した。

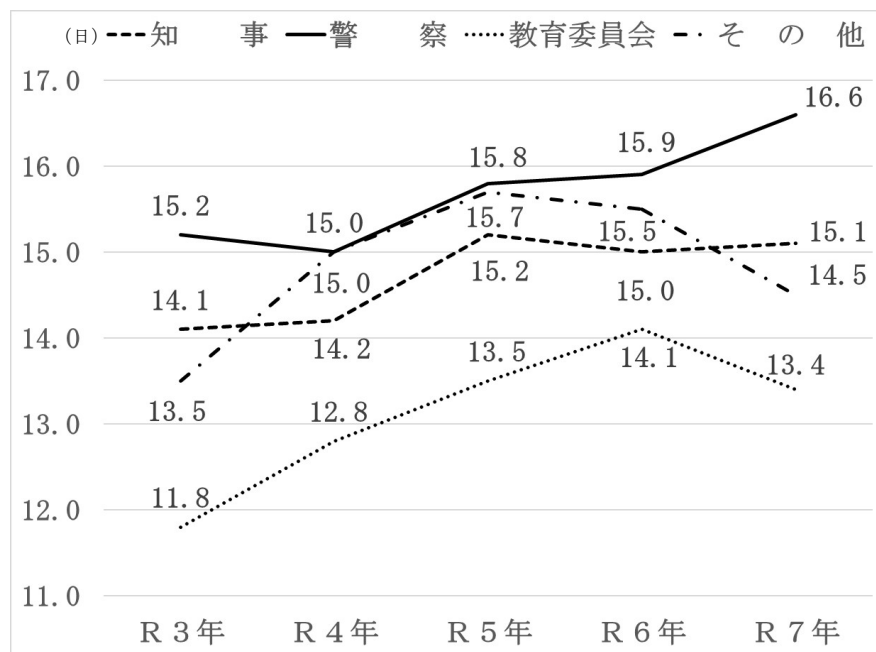
教職員が心と体の健康を維持しながら安心して働くことができる職場環境のもと、一人ひとりが能力を発揮することは重要であり、県教育委員会においては、当該プランに基づく在校等時間の把握及び改善、年次休暇の取得促進等に向けた取組、市町村教育委員会に対する支援等を着実に進める必要がある。

(年次休暇の取得促進)

職員一人当たりの年次休暇の取得日数は、過去5年間の推移を見ると、おおむね増加傾向にあるものの、各任命権者において目標としている16日に全体としては達していない状況にある。

各任命権者においては、管理職員による積極的な事務事業等の見直しや職員への休暇取得の働きかけ、職員一人ひとりの年次休暇取得に対する意識の醸成など、休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組んでいくことが必要である。

図6 職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数



- (注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。
- 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(3) 健康の保持増進

一人ひとりの職員がその能力を発揮し、職務を遂行するためには、心身ともに健康であることが重要である。特に、職員の心の健康の保持増進は、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合が高い状況にあることを踏まえれば、極めて重要である。

各任命権者においては、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握、個別の健康相談の実施、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に寄り添った適切なフォロー等を丁寧に進めるとともに、メンタルヘルス不調となった職員に対する円滑な職場復帰や再発防止に向けた支援、これらの取組等についての理解を深めていくためのメンタルヘルス研修の実施など、全ての職員がいきいきと働ける職場づくりに引き続き取り組んでいくことが必要である。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）の改正により、職場における治療と就業の両立を促進するための相談体制の整備等が努力義務とされたところであり、治療と仕事の両立を支援するための取組について、国における取組等も参考にしながら検討を進める必要がある。

(4) ハラスメントの防止等

ハラスメントは、職員の尊厳や人格を傷つけ、職員の能力の発揮を妨げるとともに、職場環境を悪化させるものであり、あってはならないものである。

各任命権者においては、相談窓口による適切な対応、研修の充実、定期的な啓発・周知等により、引き続きハラスメント・ゼロの職場づくりを進め、安心して職務に従事でき、風通しのよい良好な職場環境や組織風土をつくっていくことが必要である。併せて、多様性を認め合う社会づくりの観点から、無意識の思い込みの低減、性的マイノリティに対するハラスメントの防止、障がい者を有する職員への合理的配慮等について更に理解を深めていくことが必要である。

また、労働施策総合推進法の改正により、職場におけるカスタマーハラスメントの防止に関して必要な措置を講ずることが義務付けられたところであり、国における取組等も参考にしながら、カスタマーハラスメントを防止するための取組を着実に実施していく必要がある。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職

員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙２の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に15,400円をそれぞれ加算した額とすること。
- ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とすること。
- エ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に15,600円をそれぞれ加算した額とすること。
- オ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に8,100円をそれぞれ加算した額とすること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

- (ア) 現行の初任給調整手当を第一種初任給調整手当に改めること。
- (イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。
- (ウ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,600円とすること。

イ 単身赴任手当

カの改定に伴い、単身赴任手当の加算額を廃止すること。

ウ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、36,000円、12,000円）とすること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 8 年12月期の支給割合

a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

オ 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当（第二種初任給調整手当）

(ア) 第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 7 月青森県条例第16号）第 2 条第 1 項の勤務時間を考慮して 1 時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ア)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

カ 転居に関する手当

(ア) 新たに転居に関する手当を設け、職員が公署を異にする異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離（単身赴任手当を支給される職員にあっては、当該異動等後の職員の住居と配偶者の住居との間の距離）が人事委員会規則で定める距離以上であり、異動等前の職員の住居から異動等後の公署に通勤することが困難であることなどの人事委員会規則で定める要件を満たすときは、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から 3 年間（単身赴任手当を支給される職員にあっては、人事委員会規則で定める期間）、当該職員に対し支給すること。

(イ) 転居に関する手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額と

すること。

a b 以外の職員

43,000円を超えない範囲内で異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

b 単身赴任手当を支給される職員

105,000円を超えない範囲内で職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

(ウ) 転居に関する手当を支給されている職員が異動等に伴う住居の移転をした場合等には、当該手当の支給は、当該異動等をした日の属する月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）で終わるものとする。この場合において、引き続き手当を支給することが適当である場合には、人事委員会規則で定めるところにより手当を支給するものとする。

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、転居に関する手当の支給に関し、所要の措置を講ずること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のエの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和8年12月1日から、1の(1)のイからオまでについては令和9年1月1日から、1の(2)のアの(ア)、エの(イ)及びオ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイ及びウについては令和9年4月1日から実施し、1の(2)のイ及びカの実施時期については報告の趣旨を踏まえ定めること。

(2) 単身赴任手当の加算額の支給に関する経過措置

1の(2)のイの改定に伴い、単身赴任手当の加算額の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) 転居に関する手当の支給に関する経過措置

1の(2)のカの改定に伴い、転居に関する手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(4) その他所要の措置

(2)及び(3)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700						
	87	275,800	315,600	366,900	409,100						
	88	276,100	315,900	367,300	409,500						

	89	276,400	316,200	367,500	409,800						
	90	276,700	316,500	367,900	410,300						
	91	277,000	316,800	368,300	410,700						
	92	277,300	317,100	368,700	411,100						
	93	277,600	317,300	368,900	411,400						
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員及び附則第三項に規定する職員を除く。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100		
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400		
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700		
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900		
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100		
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400		
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700		
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000		
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200		
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500		
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800		
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100		
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300		
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600		
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900		
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200		
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400		
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000			
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300			
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500			
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700			
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000			
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300			
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500			
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700			
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000			
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300			
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500			
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700			
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900				
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300				
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700				
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000				
	90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400				
	91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800				
	92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200				
	93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500				
	94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	96	330,400	353,900	381,200	415,900					
	97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	100	333,500	358,800	386,000	417,700					
	101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	104	337,300	363,200	390,400	419,100					

	105	338, 100	364, 300	391, 600	419, 400					
	106	338, 700	365, 400	392, 100	419, 900					
	107	339, 300	366, 400	392, 700	420, 400					
	108	339, 900	367, 400	393, 300	420, 900					
	109	340, 400	368, 600	393, 900	421, 200					
	110	340, 900	369, 600	394, 400	421, 700					
	111	341, 300	370, 600	394, 800	422, 200					
	112	341, 800	371, 500	395, 300	422, 700					
	113	342, 600	372, 400	395, 700	423, 000					
	114	343, 200	373, 300	396, 100	423, 500					
	115	343, 900	374, 200	396, 600	424, 000					
	116	344, 500	375, 200	397, 100	424, 500					
	117	345, 100	376, 200	397, 500	424, 900					
	118	345, 800	376, 600	398, 000	425, 400					
	119	346, 500	377, 200	398, 600	425, 800					
	120	347, 200	377, 800	399, 100	426, 300					
	121	347, 800	378, 100	399, 300	426, 700					
	122	348, 100	378, 500	399, 800						
	123	348, 600	378, 900	400, 300						
	124	349, 100	379, 300	400, 700						
	125	349, 400	379, 700	401, 200						
	126		380, 100	401, 700						
	127		380, 500	402, 200						
	128		380, 900	402, 700						
	129		381, 300	403, 000						
	130		381, 700	403, 500						
	131		382, 100	404, 000						
	132		382, 500	404, 500						
	133		382, 700	404, 800						
	134		383, 200	405, 300						
	135		383, 500	405, 700						
	136		383, 800	406, 100						
	137		384, 100	406, 400						
	138		384, 500	406, 800						
	139		385, 000	407, 300						
	140		385, 500	407, 800						
	141		385, 800	408, 100						
	142		386, 300							
	143		386, 800							
	144		387, 300							
	145		387, 600							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277, 300	290, 300	295, 200	330, 500	349, 300	365, 000	390, 700	429, 400	464, 800

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244, 100	302, 900	345, 200	393, 200	437, 900
	2	247, 500	304, 600	346, 300	394, 900	440, 000
	3	250, 900	306, 300	347, 500	396, 600	442, 100
	4	254, 200	308, 000	348, 500	398, 200	444, 200
	5	257, 500	309, 700	349, 500	399, 800	446, 200
	6	260, 700	311, 200	350, 900	401, 500	447, 700
	7	263, 900	312, 600	352, 500	403, 200	449, 200
	8	267, 000	314, 100	354, 100	404, 800	450, 500
	9	270, 100	315, 600	356, 000	406, 400	451, 800
	10	273, 000	316, 900	357, 600	407, 900	453, 100
	11	275, 900	318, 100	359, 200	409, 400	454, 300
	12	278, 800	319, 400	360, 800	410, 900	455, 500
	13	281, 600	320, 700	362, 500	412, 400	456, 700
	14	284, 500	322, 000	364, 100	413, 900	457, 800
	15	287, 400	323, 200	365, 700	415, 300	458, 900
	16	290, 000	324, 500	367, 300	416, 700	459, 900
	17	292, 600	325, 700	368, 800	418, 300	460, 900
	18	293, 900	326, 800	369, 700	419, 800	461, 900
	19	295, 200	328, 000	370, 500	421, 400	463, 000
	20	296, 600	329, 100	371, 200	423, 000	464, 100
	21	297, 900	330, 400	372, 000	424, 500	464, 900
	22	298, 900	331, 200	372, 700	426, 000	465, 700
	23	299, 900	331, 900	373, 500	427, 500	466, 600
	24	300, 900	332, 600	374, 200	428, 900	467, 400
	25	301, 900	333, 300	375, 000	430, 200	468, 100
	26	302, 500	334, 000	375, 700	431, 500	469, 000
	27	302, 900	334, 600	376, 500	432, 800	469, 800
	28	303, 300	335, 200	377, 300	434, 000	470, 400
	29	303, 700	335, 900	378, 000	435, 200	470, 800
	30	304, 100	336, 400	378, 700	436, 100	471, 300
	31	304, 400	337, 000	379, 400	437, 100	471, 900
	32	304, 700	337, 600	380, 100	438, 000	472, 300
	33	305, 000	338, 200	380, 800	438, 500	472, 600
	34	305, 300	338, 800	381, 400	439, 300	472, 900
	35	305, 600	339, 200	382, 100	440, 100	473, 300
	36	305, 900	339, 700	382, 800	440, 900	473, 700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700
	41	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300
	42	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000
	43	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600
	44	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200
	45	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500
	46	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100
	47	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700
	48	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300
	49	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700
	50	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000
	51	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300
	52	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500
	53	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700
	54	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900
	55	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200
	56	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500
	57	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700
	58	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000
	59	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300
	60	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500
	61	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700
	62	312,900	347,700	398,400	454,200	
	63	313,200	348,000	398,700	454,700	
	64	313,400	348,200	399,000	455,200	
	65	313,600	348,400	399,200	455,700	
	66	313,800	348,700	399,400	456,300	
	67	314,000	349,000	399,700	456,800	
	68	314,300	349,200	400,000	457,400	
	69	314,600	349,400	400,300	457,900	
	70			400,500	458,400	
	71			400,800	459,000	
	72			401,100	459,600	
	73			401,400	459,900	
	74			401,800	460,500	
	75			402,200	461,100	
	76			402,600	461,600	
	77			403,000	462,000	
	78			403,400	462,500	
	79			403,900	463,200	
	80			404,400	463,900	

	81			404,800	464,100	
	82			405,200		
	83			405,600		
	84			406,000		
	85			406,500		
	86			407,000		
	87			407,500		
	88			408,000		
	89			408,300		
	90			408,700		
	91			409,000		
	92			409,400		
	93			409,900		
	94			410,200		
	95			410,700		
	96			411,100		
	97			411,700		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		254,500	287,400	320,400	366,500	397,800

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	
	23	268,100	305,600	434,900	
	24	269,300	307,800	436,200	
	25	270,500	309,900	437,800	
	26	271,700	311,800	439,200	
	27	272,900	313,700	440,500	
	28	274,100	315,500	441,900	
	29	275,200	317,400	443,300	
	30	276,200	319,300	444,600	
	31	277,300	321,100	446,100	
	32	278,300	322,800	447,600	
	33	279,400	324,500	449,200	
	34	280,500	326,300	450,600	
	35	281,700	328,000	452,200	
	36	283,000	329,700	453,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	284, 200	331, 400	455, 400
	38	285, 300	333, 200	456, 900
	39	286, 500	335, 000	458, 500
	40	287, 600	336, 700	460, 100
	41	288, 900	338, 100	461, 600
	42	289, 900	340, 000	463, 100
	43	290, 900	341, 800	464, 300
	44	291, 800	343, 500	465, 500
	45	292, 400	345, 300	466, 700
	46	293, 200	347, 200	468, 000
	47	294, 000	348, 900	469, 200
	48	294, 800	350, 700	470, 400
	49	295, 500	352, 500	471, 500
	50	296, 300	354, 300	472, 700
	51	297, 000	356, 000	473, 900
	52	297, 800	357, 700	475, 100
	53	298, 600	359, 400	476, 300
	54	299, 400	360, 800	477, 500
	55	300, 100	362, 200	478, 700
	56	300, 900	363, 700	479, 900
	57	301, 600	365, 300	481, 000
	58	302, 200	366, 900	481, 600
	59	303, 000	368, 400	482, 100
	60	303, 800	370, 000	482, 600
	61	304, 500	371, 600	483, 100
	62	305, 100	373, 200	
	63	305, 900	374, 800	
	64	306, 500	376, 300	
	65	307, 500	377, 900	
	66	308, 300	379, 500	
	67	309, 000	381, 100	
	68	309, 700	382, 600	
	69	310, 400	384, 100	
	70	311, 100	385, 700	
	71	311, 800	387, 100	
	72	312, 500	388, 600	
	73	313, 200	390, 100	
	74	313, 900	391, 700	
	75	314, 600	393, 300	
	76	315, 200	394, 800	
	77	315, 800	396, 200	
	78	316, 500	397, 600	
	79	317, 200	399, 000	
	80	317, 800	400, 300	

81	318, 400	401, 600
82	319, 000	403, 000
83	319, 700	404, 300
84	320, 400	405, 600
85	321, 100	406, 700
86	321, 900	408, 100
87	322, 600	409, 400
88	323, 200	410, 700
89	323, 900	411, 900
90	324, 700	413, 200
91	325, 400	414, 300
92	326, 200	415, 500
93	326, 700	416, 700
94	327, 400	417, 800
95	328, 100	419, 000
96	328, 800	420, 200
97	329, 400	421, 600
98	330, 000	422, 600
99	330, 800	423, 600
100	331, 500	424, 600
101	332, 300	425, 500
102	333, 100	426, 500
103	334, 000	427, 600
104	334, 800	428, 700
105	335, 400	429, 400
106	336, 200	430, 300
107	337, 000	431, 200
108	337, 800	432, 100
109	338, 400	432, 900
110	338, 800	433, 700
111	339, 100	434, 500
112	339, 600	435, 300
113	340, 100	435, 900
114	340, 500	436, 600
115	340, 900	437, 300
116	341, 300	438, 000
117	341, 800	438, 600
118	342, 300	439, 100
119	342, 700	439, 400
120	343, 200	439, 700
121	343, 700	440, 000
122	344, 100	440, 300
123	344, 500	440, 600
124	345, 000	440, 800

	125	345,500	441,000		
	126	345,800	441,300		
	127	346,100	441,600		
	128	346,400	441,800		
	129	346,600	442,000		
	130	346,900	442,300		
	131	347,200	442,600		
	132	347,400	442,800		
	133	347,600	443,000		
	134	347,800	443,300		
	135	348,000	443,600		
	136	348,300	443,800		
	137	348,600	444,000		
	138	348,800			
	139	349,100			
	140	349,400			
	141	349,600			
	142	349,800			
	143	350,100			
	144	350,300			
	145	350,600			
	146	350,800			
	147	351,100			
	148	351,400			
	149	351,600			
	150	351,800			
	151	352,100			
	152	352,400			
	153	352,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		268,200	313,100	376,600	471,600

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

(三) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	244,500	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	402,100	
	23	268,100	283,100	403,300	
	24	269,300	284,300	404,400	
	25	270,500	285,600	405,400	
	26	271,600	287,300	406,500	
	27	272,700	289,000	407,600	
	28	273,800	290,700	408,700	
	29	275,000	292,400	409,800	
	30	276,100	294,400	411,000	
	31	277,200	296,600	412,100	
	32	278,200	298,900	413,200	
	33	279,300	301,100	414,200	
	34	280,300	303,300	415,300	
	35	281,300	305,600	416,500	
	36	282,400	307,800	417,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	283,600	309,900	418,800
	38	284,500	311,800	420,100
	39	285,500	313,700	421,200
	40	286,600	315,500	422,300
	41	287,800	317,400	423,400
	42	288,900	319,300	424,700
	43	290,000	321,100	425,700
	44	291,100	322,800	426,800
	45	292,000	324,500	428,000
	46	292,800	326,300	429,200
	47	293,600	328,000	430,400
	48	294,400	329,700	431,600
	49	295,000	331,400	432,700
	50	295,800	333,200	433,700
	51	296,500	335,000	435,000
	52	297,200	336,700	436,200
	53	298,000	338,100	437,400
	54	298,800	340,000	438,500
	55	299,400	341,800	439,600
	56	300,100	343,500	440,700
	57	300,800	345,300	441,700
	58	301,600	347,200	442,900
	59	302,400	348,900	444,100
	60	303,000	350,700	445,300
	61	303,600	352,500	445,900
	62	304,300	354,300	446,700
	63	305,000	356,000	447,400
	64	305,500	357,700	447,900
	65	306,200	359,400	448,200
	66	306,900	360,800	448,500
	67	307,500	362,200	448,900
	68	308,100	363,700	449,300
	69	308,800	365,300	449,600
	70	309,500	366,800	450,000
	71	310,100	368,300	450,300
	72	310,800	369,800	450,600
	73	311,300	371,200	450,900
	74	312,000	372,800	451,200
	75	312,700	374,300	451,500
	76	313,200	375,700	451,800
	77	313,800	377,100	452,000
	78	314,500	378,600	452,300
	79	315,100	380,100	452,600
	80	315,700	381,700	452,800

81	316,200	383,000	453,000
82	316,800	384,300	
83	317,400	385,600	
84	318,000	386,800	
85	318,400	387,900	
86	318,800	389,100	
87	319,300	390,100	
88	319,800	391,200	
89	320,200	392,200	
90	320,600	393,300	
91	321,000	394,400	
92	321,400	395,400	
93	321,700	396,500	
94	322,100	397,600	
95	322,500	398,600	
96	322,800	399,700	
97	323,100	400,700	
98	323,500	401,700	
99	323,800	402,600	
100	324,100	403,500	
101	324,500	404,300	
102	324,800	405,300	
103	325,100	406,100	
104	325,400	407,000	
105	325,600	407,800	
106	325,900	408,700	
107	326,200	409,600	
108	326,400	410,500	
109	326,600	411,300	
110	326,800	412,300	
111	327,100	413,200	
112	327,400	414,100	
113	327,600	414,700	
114	327,800	415,600	
115	328,000	416,500	
116	328,300	417,400	
117	328,600	418,200	
118	328,800	418,900	
119	329,100	419,700	
120	329,400	420,500	
121	329,600	421,100	
122	329,800	421,800	
123	330,000	422,500	
124	330,300	423,100	

	125	330,600	423,700		
	126		424,400		
	127		424,900		
	128		425,500		
	129		426,100		
	130		426,700		
	131		427,200		
	132		427,700		
	133		428,000		
	134		428,300		
	135		428,500		
	136		428,800		
	137		429,100		
	138		429,400		
	139		429,700		
	140		430,000		
	141		430,300		
	142		430,600		
	143		430,900		
	144		431,200		
	145		431,400		
	146		431,700		
	147		432,000		
	148		432,200		
	149		432,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		259,100	310,000	370,000	460,300

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

(三) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205, 800	257, 000	350, 800	402, 100	476, 600
	2	206, 900	261, 300	352, 800	403, 500	486, 800
	3	208, 100	264, 100	354, 800	404, 900	496, 500
	4	209, 200	266, 900	356, 700	406, 300	506, 400
	5	210, 300	269, 500	358, 700	407, 700	516, 300
	6	212, 500	271, 300	360, 700	409, 100	526, 300
	7	214, 600	272, 800	362, 700	410, 400	535, 000
	8	216, 700	274, 300	364, 600	411, 800	542, 900
	9	218, 800	275, 800	366, 500	413, 200	550, 700
	10	220, 900	277, 800	368, 100	414, 700	557, 800
	11	222, 900	279, 800	369, 700	416, 100	563, 100
	12	224, 900	281, 700	371, 300	417, 500	567, 600
	13	226, 900	283, 700	372, 900	418, 700	570, 600
	14	228, 800	285, 900	374, 000	420, 200	572, 600
	15	230, 700	288, 100	375, 000	421, 700	
	16	232, 500	290, 300	376, 000	423, 200	
	17	234, 200	292, 500	377, 300	424, 700	
	18	236, 000	294, 800	378, 500	426, 300	
	19	237, 800	297, 200	379, 700	427, 900	
	20	239, 600	299, 600	380, 900	429, 600	
	21	241, 500	301, 900	382, 100	430, 800	
	22	243, 300	304, 100	383, 300	432, 200	
	23	245, 000	306, 200	384, 400	433, 600	
	24	246, 700	308, 300	385, 400	434, 900	
	25	248, 400	310, 400	386, 500	436, 200	
	26	250, 500	312, 300	387, 500	437, 500	
	27	252, 400	314, 200	388, 400	439, 000	
	28	254, 300	316, 100	389, 400	440, 500	
	29	256, 200	318, 000	390, 300	441, 700	
	30	257, 400	319, 500	391, 000	442, 900	
	31	258, 500	321, 100	391, 800	444, 500	
	32	259, 600	322, 600	392, 500	446, 000	
	33	261, 000	324, 100	393, 100	447, 300	
	34	262, 300	325, 600	393, 800	448, 700	
	35	263, 700	327, 100	394, 500	450, 100	
	36	265, 100	328, 600	395, 300	451, 500	
	37	266, 500	330, 000	396, 000	452, 900	
	38	268, 000	331, 000	396, 700	454, 300	
	39	269, 500	331, 900	397, 500	455, 700	
	40	271, 100	332, 700	398, 200	457, 100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	272,500	333,400	399,000	458,200
	42	273,800	333,900	400,100	459,500
	43	275,200	334,400	401,300	460,900
	44	276,600	334,800	402,500	462,200
	45	278,100	335,200	403,200	463,000
	46	279,400	335,700	404,200	463,800
	47	280,700	336,200	405,000	464,700
	48	281,900	336,600	405,700	465,600
	49	283,100	337,000	406,400	466,400
	50	284,200	337,400	407,100	467,200
	51	285,300	337,800	407,700	467,800
	52	286,400	338,300	408,300	468,600
	53	287,400	338,700	408,900	469,000
	54	288,500	339,100	409,600	469,600
	55	289,500	339,500	410,400	470,100
	56	290,500	339,900	411,200	470,600
	57	291,500	340,300	411,800	471,100
	58	292,200	340,600	412,600	
	59	292,700	341,000	413,300	
	60	293,300	341,400	414,000	
	61	293,900	341,800	414,600	
	62	294,500	342,300	415,300	
	63	295,100	342,900	415,900	
	64	295,700	343,400	416,600	
	65	296,300	343,800	417,300	
	66	296,800	344,400	417,900	
	67	297,400	344,900	418,500	
	68	297,900	345,500	419,200	
	69	298,500	346,000	419,900	
	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		

	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	416,600	488,800	548,100
	38	418,000	490,400	549,400
	39	419,400	492,000	550,700
	40	420,800	493,500	552,000
	41	422,300	495,100	553,000
	42	423,100	496,300	553,800
	43	423,800	497,300	554,600
	44	424,500	498,300	555,400
	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400
	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	

	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	415,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	416,100		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	416,500		

	81	275,000	311,600	350,000	371,700	416,900		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	417,400		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	417,800		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	418,200		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	418,600		
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600

	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300	
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800	
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200	
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700	
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200	
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600	
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900	
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200	
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600	
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700		
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400		
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000		
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600		
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200		
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900		
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500		
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200		
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700		
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300		
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800		
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200		
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800		
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200		
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500		
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800		
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300		
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700		
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000		
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300		
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800		
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300		
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	
	94	309,900	340,500	376,600	395,100	
	95	310,400	341,200	377,100	395,600	
	96	310,900	341,800	377,500	396,100	
	97	311,400	342,200	378,000	396,700	
	98	311,900	342,500	378,400	397,200	
	99	312,300	343,000	378,900	397,700	
	100	312,700	343,600	379,300	398,100	
	101	313,100	344,000	379,600	398,700	
	102	313,500	344,500	380,100	399,200	
	103	313,900	345,100	380,400	399,700	
	104	314,200	345,600	380,700	400,200	
	105	314,500	346,000	381,100	400,800	
	106	314,900	346,500	381,600	401,200	
	107	315,300	347,000	382,100	401,700	
	108	315,600	347,500	382,600	402,200	
	109	315,800	347,900	383,100	402,800	
	110	316,100	348,200	383,600		
	111	316,300	348,500	384,100		
	112	316,600	348,800	384,500		
	113	316,900	349,100	384,900		
	114	317,100	349,500	385,300		
	115	317,400	349,800	385,800		
	116	317,600	350,100	386,300		
	117	317,900	350,300	386,700		
	118	318,100	350,600	387,200		
	119	318,400	350,900	387,700		
	120	318,700	351,100	388,200		
	121	319,000	351,300	388,500		
	122	319,300	351,600			
	123	319,600	351,900			
	124	319,900	352,200			

125	320, 100	352, 400					
126	320, 300	352, 700					
127	320, 600	353, 000					
128	321, 000	353, 200					
129	321, 200	353, 400					
130	321, 500	353, 600					
131	321, 800	353, 900					
132	322, 200	354, 100					
133	322, 400	354, 400					
134	322, 700	354, 800					
135	323, 000	355, 200					
136	323, 300	355, 600					
137	323, 500	355, 900					
138	323, 800	356, 300					
139	324, 100	356, 700					
140	324, 400	357, 100					
141	324, 600	357, 400					
142	324, 900	357, 800					
143	325, 300	358, 100					
144	325, 600	358, 500					
145	325, 800	358, 800					
146	326, 000	359, 200					
147	326, 300	359, 600					
148	326, 600	360, 000					
149	326, 800	360, 300					
150	327, 000	360, 700					
151	327, 300	361, 100					
152	327, 600	361, 500					
153	328, 000	361, 800					
154	328, 200						
155	328, 400						
156	328, 700						
157	329, 000						
158	329, 300						
159	329, 600						
160	329, 900						
161	330, 300						
162	330, 600						
163	330, 900						
164	331, 200						
165	331, 600						
166	331, 900						
167	332, 200						
168	332, 500						

	169	332,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	442, 000
2	507, 000
3	575, 000
4	663, 000
5	771, 000
6	879, 000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	370, 000
2	408, 000
3	438, 000

別記第 3

号 給	給 料 月 額
	円
1	419, 000
2	470, 000
3	525, 000
4	593, 000
5	677, 000
6	790, 000
7	923, 000

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 令和8年度職員給与等実態調査の概要	資－1
第1表 給料表適用人員	資－2
第2表 給料表別平均給与月額等	資－2
第3表 給料表別、級別給料月額等	資－4
第4表 給料表別、級別、号給別人員	資－6
第5表 給料表別、級別、年齢別人員	資－25
第6表 給料表別、級別、経験年数別人員	資－31
第7表 給料表別、級別、学歴別人員	資－37
第8表 扶養手当の支給状況	資－38
第9表 住居手当の支給状況	資－39
第10表 通勤手当の支給状況	資－40
第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員	資－41
2 令和8年職種別民間給与実態調査の概要	資－42
第1表 企業規模別調査事業所数	資－43
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	資－43
第3表 職種別給与額等	資－44
第4表 民間における初任給の改定状況	資－50
第5表 民間における給与改定の状況	資－51
第6表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	資－52
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資－53
第8表 民間における定年制の状況	資－53
第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資－53
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資－53
3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係	
第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較	資－55
第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等	資－55
第3表 東北各県職員給与等実態調査結果	資－56
4 生計費関係	資－59
5 労働経済指標	資－60
6 勤務時間等関係	資－62
7 人事院の勧告・報告の概要	資－63

1 令和8年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和8年4月1日現在で調査したものである。

(2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける職員（同条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除く。）

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

(3) 調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与（給料、扶養手当、住居手当、通勤手当等）

(4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与データ等を基に集計した。

第 1 表 給料表適用人員

部 局 等	給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
知 事		3,206		24	
警 察		327	2,199	3	
教 育 委 員 会		292			70
高 等 学 校 、 特 別 支 援 学 校		176		8	2,556
中 学 校 、 小 学 校		333			
そ の 他		67			
計		4,401	2,199	35	2,626

第 2 表 給料表別平均給与月額等

給 与 額 等	給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
給 料 月 額 (円)		332,686	339,779	404,280	391,340
教 職 調 整 額 (円)					17,637
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (円)					4,393
扶 養 手 当 (円)		6,897	12,006	13,886	9,622
管 理 職 手 当 (円)		7,765	2,305		3,434
地 域 手 当 (円)		494	189		
初 任 給 調 整 手 当 (円)		99			
住 居 手 当 (円)		8,283	8,940	6,600	7,628
単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) (円)		464	2,920	1,714	457
特 地 勤 務 手 当 等 (円)		11	194		97
へ き 地 手 当 等 (円)		89			
寒 冷 地 手 当 (円)		5,220	6,277	7,112	5,659
給 与 月 額 (円)		362,008	372,610	433,592	440,267
扶 養 親 族 数 (人)		0.48	0.86	0.91	0.67
年 齢 (歳)		40.8	37.6	48.6	45.3
経 験 年 数 (年)		19.1	16.5	29.3	22.5
修 学 年 数 (年)		14.8	14.4	12.3	15.9

(單位 人)

教 育 職 (二)	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	計
	73	11	166	111	3,591
	17			1	2,547
57	9		1		429
			5		2,745
5,634			20		5,987
					67
5,691	99	11	192	112	15,366

教 育 職 (二)	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	計
385,478	360,438	523,209	339,470	327,569	363,803
16,035					8,953
5,399					2,750
7,610	7,753	5,909	7,701	5,076	8,376
7,611	8,111	70,164	3,645		6,107
		95,885			237
	253	185,827	22,000		438
5,834	9,742	7,364	9,213	6,535	7,362
253		2,727	625		736
	180				49
1,244			192		489
5,348	5,729	4,167	5,455	4,622	5,499
434,812	392,206	895,252	388,301	343,802	404,799
0.52	0.55	0.45	0.53	0.38	0.58
45.3	44.1	55.4	42.6	38.1	42.8
22.7	21.0	26.2	19.5	16.0	20.7
16.0	15.9	16.0	15.6	15.2	15.4

第3表 給料表別、級別給料月額等

給料表		行政職				警察職			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)
級別	1	766	238,788	24.0	3.2	236	264,548	21.7	2.5
	2	919	274,850	33.3	11.2	729	302,541	31.0	10.1
	3	807	317,114	39.3	17.4	653	346,560	41.2	19.4
	4	755	381,606	48.4	26.8	391	393,604	46.5	24.9
	5	628	405,236	52.4	31.1	63	423,324	49.3	27.6
	6	313	420,270	54.7	33.1	63	438,333	52.2	30.7
	7	149	445,881	56.0	34.0	35	450,791	52.2	31.0
	8	43	483,530	57.7	35.5	18	467,739	56.7	36.7
	9	21	541,371	58.0	36.1	11	500,300	57.5	37.3
	10	0	0	0.0	0.0				
計		4,401	332,686	40.8	19.1	2,199	339,779	37.6	16.5

給料表		研究職				医療職 (一)			
区分		人員 (人)	1人当たり平均			人員 (人)	1人当たり平均		
			給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経年数 (年)
級別	1	25	274,224	29.6	6.9	2	405,850	34.0	9.5
	2	17	329,335	39.8	16.1	0	0	0.0	0.0
	3	44	394,873	50.3	27.1	8	547,175	61.8	31.5
	4	12	445,408	56.8	34.1	1	566,200	47.0	17.0
	5	1	509,800	57.0	34.0				
	6								
	7								
計		99	360,438	44.1	21.0	11	523,209	55.4	26.2

海 事 職				教 育 職 (一)				教 育 職 (二)			
人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)
2	294,450	26.0	7.0	66	304,179	38.4	16.1	0	0	0.0	0.0
2	329,500	36.0	17.5	2,397	387,920	44.8	22.0	4,911	374,572	43.9	21.2
13	389,338	47.6	28.8	98	469,320	53.7	31.0	404	446,931	52.4	29.7
18	435,583	53.3	33.4	65	488,417	57.0	34.4	376	461,896	57.0	34.5
0	0	0.0	0.0								
35	404,280	48.6	29.3	2,626	391,340	45.3	22.5	5,691	385,478	45.3	22.7

医 療 職 (二)				医 療 職 (三)			
人 員 (人)	1人当たり平均			人 員 (人)	1人当たり平均		
	給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)		給料月額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 数 (年)
1	235,000	21.0	1.0	0	0	0.0	0.0
65	275,211	31.8	8.9	56	291,038	29.8	7.5
19	315,416	39.3	15.7	16	328,575	40.7	17.8
29	346,852	46.0	22.7	19	360,800	46.0	24.4
67	392,928	50.6	27.5	21	394,152	50.8	29.8
8	418,163	56.3	33.0	0	0	0.0	0.0
3	443,800	58.0	34.7	0	0	0.0	0.0
192	339,470	42.6	19.5	112	327,569	38.1	16.0

第4表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1												
2									9	1		
3									17	4		
4									11	11		
5								2	5	4		
6									1			
7			1	1								
8												
9	43	11	1							1		
10	2	2						1				
11		7	5									
12		51	1									
13	38	13	3					9				
14	4	17	3					10				
15		63	27					60				
16	2	13	2					18				
17	26	35	25	1				5				
18	2	52	5	1				7				
19	5	6	37	1				10				
20	3	32	7									
21	27	51	22	8				6				
22	2	18	8	2				3				
23	2	38	31	3				3				
24	20	8	7	2				2				
25	6	60	32	6				3				
26	2	8	7	5				1				
27	18	37	55	3				1				
28	5	11	12	6				2				
29	96	59	25	11				2				
30	17	14	14	2								
31	2	41	25	7				1				
32	6	8	12	4								
33	97	31	33	6								
34	6	15	8	3								
35	10	8	33	15								
36	6	6	14	5								
37	88	11	27	9								
38	6	3	9	5								
39	15	11	30	10		27						
40	4	7	8	6	1	31		1				
41	87	10	26	9	1	23						
42	6	2	14	10		7						
43	20	2	22	10		21						
44	19	3	9	3	1	11						
45	6	1	15	13	1	14		2				
46	3	2	6	8	3	17						
47	11	2	3	13	1	34						
48	4		3	15	1	12						
49	7	4	12	12	3	14						
50	4	3	6	14	3	7						
51	2	3	10	21	2	32						
52	5	3	5	18	2	10						
53	4	11	4	12	5	9						
54		1	5	11	3	11						
55	1	2	9	15	1	10						
56	1	2	3	13	8							
57	2	3	6	11	4	5						
58	1	3	4	15	6	3						
59	3	1	1	21	4	5						
60	1	3	3	8	9	6						
61	1		3	7	11							
62			4	22	5	3						
63	2	3	5	13	13							
64	1	2	2	15	26							
65	1	2	4	11	33							
66			6	23	16	1						
67		2	1	23	27							
68				21	31							
69	1	3		12	29							
70	1	1	1	27	25							
71	1	1	2	13	25							
72		1	4	12	29							
73	1		3	12	26							
74	1	1	3	12	41							
75	1	2	2	21	11							
76			1	5	44							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
77		2	1	1	12	12						
78			2	3	14	26						
79			2	3	7	14						
80				1	14	20						
81		2			7	22						
82			1	1	11	18						
83			2	1	4	6						
84				3	8	14						
85			1	3	5	45						
86	1				9							
87	1		1	4	4							
88				2	4							
89			1	1	5							
90	1		1	2	2							
91	1				5							
92				4								
93			1	1	22							
94			2	1								
95				3								
96												
97			2									
98			1									
99				4								
100			1									
101												
102				1								
103			2	1								
104				1								
105				2								
106			1									
107			1									
108				1								
109			2	26								
110												
111												
112			1									
113												
114												
115												
116			1									
117												
118												
119			1									
120												
121												
122			1									
123												
124												
125			63									
計		766	919	807	755	628	313	149	43	21		4,401
男		402	454	468	450	408	252	131	43	19		2,627 (59.7%)
女		364	465	339	305	220	61	18		2		1,774 (40.3%)

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 の号給は空欄とした（以下第 4 表の各表において同じ。）。

警察職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1											
2											
3											
4										1	
5								1		6	
6										2	
7	30									2	
8											
9											
10											
11	1										
12	1										
13	26										
14	2										
15											
16	1	1									
17	26										
18											
19	2	1									
20		2									
21	32										
22	4	27									
23	24	5									
24	21	5									
25	2	43							3		
26	1	5							3		
27	17	5							1		
28	2	2							4		
29	21	48	4						2		
30	4	3							1		
31	4	6	2	1							
32	1	34									
33		23	3	2					1		
34		3									
35	3	32	3	1							
36		3							2		
37		21	10	2							
38	1	17							1		
39		7	10	1							
40		2		1							
41	3	34	10	3				3			
42		8	1					1			
43		10	11	4	2			1			
44		4	1								
45	1	42	4	3				4			
46	1	4	2					2			
47		5	6	3	1			6			
48	1	3	2	2	1			3			
49	1	34	11	4	1			1			
50		3		2		1					
51	1	14	13	4	1	1		5			
52		2	2	1				2			
53		32	17	3	1	1		1			
54		4	3	4							
55		7	10	4	1	3		2			
56		5	5	2	1			2			
57		19	21	5	4						
58		6	5		1						
59		16	11	5	3	3					
60		2	2	4	2	3					
61	1	11	12	4	8						
62		6	2	1	3	1		1			
63		9	17	8	2	3					
64		5	5	4	6						
65		12	15	4	4	5					
66		2	5	5	1	5					
67		8	16	4	3	2					
68		3	7	4	1	2					
69		8	17	4	1	2					
70		3	2	2	2	1					
71		10	12	4	2	2					
72		2	7	3	2	5					
73		7	15	5	1	3					
74		3	5	5	1	6					
75		9	10	4	1	1					
76		4	5	3	1	1					

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
77			10	14	8		1				
78			4	6	1		2				
79			10	13	7	1	3				
80			6	6	1	1	1				
81			6	13	8	1					
82			1	2	5	1	1				
83			2	11	8	1	1				
84			3	4	3						
85			1	15	8		3				
86			4	11	3						
87			2	6	4						
88			1	7	4						
89				7	5						
90				5	3						
91			1	12	13						
92			1	3	5						
93			2	20	7						
94				5	3						
95			3	8	9						
96			1	7	5						
97			3	7	9						
98			1		5						
99			1	7	8						
100			3	7	11						
101			1	12	6						
102			1	5	5						
103				8	6						
104				3	7						
105			2	3	6						
106				2	12						
107				5	4						
108				1	4						
109				2	4						
110				3	1						
111			2	7	3						
112				3							
113				2	1						
114				5	5						
115				2	3						
116				3	5						
117					6						
118				2	1						
119				1	4						
120				2	2						
121			1	2	38						
122			1	1							
123			1	3							
124				1							
125	1			4							
126				3							
127		2		1							
128											
129				2							
130		1		4							
131				3							
132				2							
133				3							
134				3							
135				9							
136											
137				3							
138				1							
139				4							
140				2							
141				14							
142											
143											
144											
145											
計		236	729	653	391	63	63	35	18	11	2,199
男		169	602	578	360	61	61	33	18	11	1,893 (86.1%)
女		67	127	75	31	2	2	2			306 (13.9%)

海事職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29			1				
30							
31							
32							
33		1					
34							
35							
36		1			1		
37					1		
38							
39							
40							
41					1		
42					2		
43							
44				1			
45							
46					3		
47							
48					1		
49					1		
50							
51					1		
52							
53							
54							
55							
56					1		
57							
58			1	1	1		
59							
60				2	1		
61					1		
62							
63				1	1		
64							
65				2			
66							
67					1		
68							
69							
70							
71							
72							
73					1		
74							
75							
76							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77							
78							
79							
80				1			
81				1			
82							
83				2			
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97				1			
計		2	2	13	18		35
男		2	2	13	18		35 (100.0%)
女							0 (0.0%)

教育職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5			11			
6					1	
7					2	
8					1	
9			11			
10					7	
11			2		10	
12					10	
13			11		9	
14			1		8	
15			5		6	
16			1		6	
17			16			
18			2		1	
19			4		1	
20			11		2	
21			9		1	
22			4			
23			20			
24			5			
25	1		5			
26			26			
27			5			
28			4			
29	1		36			
30			5			
31			4			
32			4			
33	1		28			
34			6			
35			13			
36			3			
37			28			
38	1		7			
39			9	2		
40	1		1			
41			26			
42			5	3		
43	3		10	4		
44			3	6		
45			19	2		
46			7	4		
47			19	9		
48	1		3	9		
49			28	3		
50			6	7		
51	1		15	12		
52	1		10	5		
53			36	8		
54			6	2		
55			19	7		
56			5	2		
57	1		32	3		
58	1		6	4		
59			18	4		
60			10	1		
61	4		22	1		
62	1		10			
63			19			
64			13			
65	4		26			
66	1		10			
67	3		29			
68			14			
69	1		23			
70	1		14			
71			18			
72	1		14			
73			21			
74	1		17			
75	1		28			
76	1		18			
77	1		25			
78	1		15			
79	1		20			
80	1		11			

職務の級 号 給		1	2	3	4	計
81		1	21			
82		1	16			
83		1	28			
84		2	23			
85			26			
86			11			
87		1	27			
88		1	20			
89		3	23			
90		2	21			
91		2	23			
92		3	23			
93			20			
94		1	12			
95			19			
96		1	10			
97		1	26			
98			28			
99		1	33			
100		2	26			
101			25			
102			29			
103			19			
104			24			
105			17			
106		2	26			
107		1	25			
108			20			
109			22			
110			25			
111			27			
112			25			
113			19			
114			28			
115			24			
116			26			
117		1	17			
118			22			
119			22			
120			25			
121			27			
122		1	20			
123			20			
124			22			
125			27			
126			22			
127			33			
128			22			
129			34			
130			33			
131			33			
132			33			
133			45			
134			31			
135			35			
136			39			
137			71			
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153		2				
計		66	2,397	98	65	2,626
男		38	1,259	81	56	1,434 (54.6%)
女		28	1,138	17	9	1,192 (45.4%)

教育職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3					2	
4					5	
5					16	
6					57	
7					74	
8					34	
9					34	
10					30	
11					25	
12					26	
13					25	
14					11	
15					9	
16					6	
17			99		9	
18					3	
19			5		5	
20			2		2	
21			90		3	
22			3			
23			12			
24						
25			93			
26			1			
27			6			
28			2			
29			110			
30			6			
31			7			
32			76			
33			18			
34			6			
35			64			
36			10			
37			19			
38			70			
39			13			
40			8			
41			73			
42			10			
43			17	1		
44			11			
45			58	1		
46			6			
47			20	1		
48			12	2		
49			53	3		
50			9	1		
51			17	1		
52			9	1		
53			56	3		
54			13	5		
55			18	6		
56			10	6		
57			71	4		
58			20	3		
59			22	5		
60			13	8		
61			68	12		
62			9	15		
63			13	15		
64			15	11		
65			54	19		
66			11	20		
67			21	30		
68			15	8		
69			49	18		
70			7	17		
71			17	11		
72			16	15		
73			56	10		
74			8	25		
75			21	15		
76			20	14		

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77			46	14		
78			14	23		
79			30	12		
80			23	10		
81			38	39		
82			11			
83			25			
84			26			
85			39			
86			13			
87			33			
88			13			
89			38			
90			20			
91			31			
92			17			
93			38			
94			28			
95			32			
96			19			
97			30			
98			37			
99			32			
100			17			
101			29			
102			37			
103			31			
104			23			
105			36			
106			24			
107			32			
108			38			
109			30			
110			37			
111			31			
112			36			
113			27			
114			39			
115			37			
116			41			
117			38			
118			37			
119			28			
120			30			
121			37			
122			37			
123			29			
124			23			
125			31			
126			31			
127			31			
128			30			
129			33			
130			48			
131			31			
132			47			
133			44			
134			42			
135			28			
136			35			
137			42			
138			71			
139			70			
140			71			
141			89			
142			102			
143			117			
144			119			
145			132			
146			114			
147			116			
148			89			
149			273			
計			4,911	404	376	5,691
男			1,714	323	322	2,359 (41.5%)
女			3,197	81	54	3,332 (58.5%)

研究職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6						1	
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17				1			
18							
19							
20							
21				1			
22				1			
23				2			
24							
25							
26							
27							
28				2			
29							
30							
31				1	2		
32				2	2		
33		2		1			
34							
35							
36							
37		1		1			
38		1	1	1			
39					1		
40			2				
41		3		1	1		
42		1		2	1		
43			1				
44		1					
45		1		2			
46			1				
47		1					
48				1			
49			1				
50		2		1			
51		2		1			
52				1	1		
53		1		1			
54				1			
55			2				
56				2	1		
57		1			3		
58			1				
59			1	1			
60							
61		1		1			
62		1	1				
63		2	1				
64		1					
65		1	2	1			
66			1	1			
67				1			
68							
69			1				
70				1			
71							
72							
73				1			
74				3			
75							
76				1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77							
78							
79							
80							
81				7			
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89	1						
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109		1					
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117	1						
118							
119							
120							
121							
計		25	17	44	12	1	99
男		11	12	28	11	1	63 (63.6%)
女		14	5	16	1		36 (36.4%)

医療職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1					1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29				2		
30						
31	1					
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		
56						
57				1		
58						
59						
60				1		
61						
62						
63						
64						
65	1					
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73				3		
74						
75						
76						

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
計		2		8	1	11
男		1		5	1	7 (63.6%)
女		1		3		4 (36.4%)

医療職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9								2	
10									
11									
12									
13			2						
14									
15									
16								1	
17			4						
18									
19	1		4						
20									
21									
22			1						
23			8						
24									
25			1						
26									
27			1						
28									
29						1			
30					1	3			
31			3	1		1			
32					1	1	1		
33			1	2		2	1		
34					1				
35			1			1	2		
36							2		
37			4		2				
38			1						
39			2		4	1			
40			5						
41			2	3	2		1		
42						1			
43			2	1	2	1			
44						2	1		
45			3	2		1			
46			1	2		2			
47			6	1	2	2			
48			1						
49			2			1			
50			1			3			
51			2	1	1	1			
52						1			
53			1			1			
54			1						
55				1		1			
56				1		3			
57				1					
58			1						
59						1			
60						3			
61									
62									
63						2			
64				1	1	1			
65						4			
66									
67						2			
68									
69						1			
70					2	3			
71				1		1			
72				1		2			
73			1			2			
74									
75						2			
76						1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77						3			
78					1				
79						1			
80									
81									
82									
83						1			
84									
85						7			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93					1				
94									
95									
96									
97					2				
98									
99					1				
100					5				
101									
102									
103									
104									
105		3							
106									
107									
108									
109									
計		1	65	19	29	67	8	3	192
男			16	10	11	32	6	2	77 (40.1%)
女		1	49	9	18	35	2	1	115 (59.9%)

医療職給料表(三)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18			5						
19									
20									
21									
22									
23			8						
24									
25									
26									
27			8			1			
28									
29						1			
30			3						
31					1				
32			1	1		1			
33			2	3	2	1			
34									
35			4						
36									
37			1	1	1				
38			1			1			
39			1						
40									
41									
42					1				
43			2	2	1				
44									
45			1						
46					1				
47			1	2					
48					1				
49			5						
50									
51				1					
52				1	1				
53						1			
54			1						
55						1			
56									
57			2						
58									
59			2		1				
60						1			
61			2			1			
62									
63									
64			1						
65			1						
66						1			
67				1					
68						1			
69				1	1				
70									
71						1			
72					1	1			
73									
74									
75						1			
76									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77			1	1					
78			1						
79						1			
80									
81						1			
82									
83									
84									
85						5			
86									
87									
88			1						
89					1				
90									
91									
92									
93									
94				1	1				
95									
96				1					
97									
98									
99					1				
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107					2				
108					1				
109					1				
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	計
153		1						
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計		56	16	19	21			112
男		4	3					7 (6.3%)
女		52	13	19	21			105 (93.8%)

第5表 給料表別、級別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18 歳 未 満											
18 歳 以 上 20 歳 未 満	81										81
20 歳 以 上 25 歳 未 満	384										384
25 歳 以 上 30 歳 未 満	246	348									594
30 歳 以 上 35 歳 未 満	39	364	173				4				580
35 歳 以 上 40 歳 未 満	10	67	353	16							446
40 歳 以 上 45 歳 未 満	4	45	150	141	5		1				346
45 歳 以 上 50 歳 未 満	2	27	71	306	112	7	1				526
50 歳		9	8	47	61	14			1		140
51 〃		6	10	60	86	21					183
52 〃		2	3	43	65	25	2				140
53 〃		6	4	29	100	42	7				188
54 〃		4	4	35	43	39	7				132
55 〃		3	3	14	30	34	16	1			101
56 〃		4	1	28	30	32	26	4	2		127
57 〃		6	6	15	44	40	27	11	2		151
58 〃		4	5	14	31	33	37	18	3		145
59 〃		2	3	7	21	26	20	9	13		101
60 歳 以 上		22	13				1				36
計	766	919	807	755	628	313	149	43	21		4,401

(注) 該当人員 0 の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

年 齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳 未 満										
18 歳 以 上 20 歳 未 満	57									57
20 歳 以 上 25 歳 未 満	156	55								211
25 歳 以 上 30 歳 未 満	16	289	9				1			315
30 歳 以 上 35 歳 未 満	6	210	103	6						325
35 歳 以 上 40 歳 未 満		116	184	45						345
40 歳 以 上 45 歳 未 満		39	162	95	11	1				308
45 歳 以 上 50 歳 未 満		11	115	133	26	19	4			308
50 歳		7	12	18	3	4	5			49
51 歳			5	15	6	3	3			32
52 歳		1	9	12	2	5	3			32
53 歳		1	9	8	2	5	4			29
54 歳			9	10		7	5	2		33
55 歳	1		15	13	2	2	4	2	1	40
56 歳			5	7	3	2	1	3	1	22
57 歳			5	10	3	4	2	5	4	33
58 歳			7	13	3	6	1	4	2	36
59 歳			4	6	2	5	2	2	3	24
60 歳 以 上										
計	236	729	653	391	63	63	35	18	11	2,199

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満						
25歳以上 30歳未満	2					2
30歳以上 35歳未満		1				1
35歳以上 40歳未満		1				1
40歳以上 45歳未満			4			4
45歳以上 50歳未満			6			6
50 歳			1	1		2
51 "				6		6
52 "				3		3
53 "				1		1
54 "				1		1
55 "			1	2		3
56 "				1		1
57 "				1		1
58 "			1	1		2
59 "				1		1
60歳以上						
計	2	2	13	18		35

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満	1	37			38
25歳以上 30歳未満	5	151			156
30歳以上 35歳未満	18	225			243
35歳以上 40歳未満	13	274			287
40歳以上 45歳未満	18	332			350
45歳以上 50歳未満	6	460	6		472
50 歳	1	113	9		123
51 "	1	121	12		134
52 "		116	11		127
53 "		104	7	1	112
54 "	1	106	13	5	125
55 "	1	81	16	7	105
56 "		84	8	11	103
57 "		64	4	13	81
58 "		71	6	15	92
59 "		58	6	13	77
60歳以上	1				1
計	66	2,397	98	65	2,626

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		312			312
25歳以上 30歳未満		490			490
30歳以上 35歳未満		473			473
35歳以上 40歳未満		438			438
40歳以上 45歳未満		474			474
45歳以上 50歳未満		678	61	1	740
50 歳		164	39		203
51 〃		192	45	2	239
52 〃		188	66	6	260
53 〃		219	51	13	283
54 〃		218	46	15	279
55 〃		237	45	37	319
56 〃		218	29	44	291
57 〃		237	11	80	328
58 〃		190	6	100	296
59 〃		183	5	78	266
60歳以上					
計		4,911	404	376	5,691

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	3					3
25歳以上 30歳未満	10					10
30歳以上 35歳未満	10					10
35歳以上 40歳未満		9				9
40歳以上 45歳未満		6	8			14
45歳以上 50歳未満	2	1	11			14
50 歳			3			3
51 〃						
52 〃		1	5			6
53 〃			2	2		4
54 〃			1			1
55 〃			8			8
56 〃			2	2		4
57 〃			3	3	1	7
58 〃			1	2		3
59 〃				3		3
60歳以上						
計	25	17	44	12	1	99

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満					
25歳以上 30歳未満					
30歳以上 35歳未満	1				1
35歳以上 40歳未満	1				1
40歳以上 45歳未満			1		1
45歳以上 50歳未満			1	1	2
50 歳					
51 〃					
52 〃					
53 〃					
54 〃					
55 〃					
56 〃					
57 〃					
58 〃			1		1
59 〃					
60歳以上			5		5
計	2		8	1	11

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満	1	4						5
25歳以上 30歳未満		21						21
30歳以上 35歳未満		29	1					30
35歳以上 40歳未満		7	11	9				27
40歳以上 45歳未満		1	5	5	9			20
45歳以上 50歳未満			1	4	19			24
50 歳				1	4			5
51 〃				1	8			9
52 〃				1	1	1		3
53 〃					3	1		4
54 〃			1	2	6			9
55 〃				2	9			11
56 〃				2	2	1	1	6
57 〃				1	2	2		5
58 〃				1	3	2		6
59 〃					1	1	2	4
60歳以上		3						3
計	1	65	19	29	67	8	3	192

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		12						12
25歳以上 30歳未満		20						20
30歳以上 35歳未満		13	2					15
35歳以上 40歳未満		6	6	4				16
40歳以上 45歳未満		3	3	5	3			14
45歳以上 50歳未満		1	4	4	6			15
50 歳			1					1
51 〃								
52 〃					2			2
53 〃				2	2			4
54 〃				1	2			3
55 〃					1			1
56 〃				1				1
57 〃				1				1
58 〃				1	2			3
59 〃		1			3			4
60歳以上								
計		56	16	19	21			112

第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1 年未満	139										139
1 年	130										130
2 "	119										119
3 "	135	1									136
4 "	44	67									111
5 "	55	80									135
6 "	30	85									115
7 "	32	87									119
8 "	29	95					1				125
9 "	17	96	9								122
10 "	9	45	61				1				116
11 "	3	46	52				1				102
12 "	8	36	76				1				121
13 "	5	48	60								113
14 "	5	29	70	1							105
15 "	2	39	83	3							127
16 "	2	29	80	14							125
17 "	1	17	39	18							75
18 "		9	40	17			1				67
19 "		11	17	20							48
20 "	1	15	26	26	1						69
21 "		12	22	30	1						65
22 "		5	19	38	6						68
23 "		6	21	38	6		1				72
24 "		3	16	30	11						60
25 "		5	14	55	20	1					95
26 "		7	14	69	38	2					130
27 "		3	9	58	54	10					134
28 "		7	11	63	50	13			1		145
29 "		5	9	40	64	21	1				140
30 "		4	7	41	44	26	7				129
31 "		1	6	49	54	33	7				150
32 "		3	7	36	44	37	12	2			141
33 "			9	30	52	27	12	1			131
34 "		2	3	23	49	36	27	6	2		148
35 "		3	8	21	55	37	27	14	3		168
36 "		2	4	11	20	24	16	15	6		98
37 "		2		10	8	11	13	2	7		53
38 "		1	1	7	7	8	7				31
39 "			3	3	19	11	1	1			38
40 "		3	2	4	16	6	8	1			40
41年以上		10	9		9	10	5	1	2		46
計	766	919	807	755	628	313	149	43	21		4,401

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1 年未満	53									53
1 年	59									59
2 "	29	29								58
3 "	34	36								70
4 "	23	38								61
5 "	20	31								51
6 "	6	55					1			62
7 "	2	61	4							67
8 "	4	54	2							60
9 "	1	53	10							64
10 "	2	60	10							72
11 "		56	23							79
12 "	2	43	34	4						83
13 "		41	37	2						80
14 "		39	36	5						80
15 "		31	40	9						80
16 "		26	45	11						82
17 "		17	43	11						71
18 "		10	43	15	1					69
19 "		9	46	28	1					84
20 "		9	41	21	2					73
21 "		10	39	29	4					82
22 "		4	33	25	8	1				71
23 "		4	30	29	2	6				71
24 "		4	28	26	4	4	1			67
25 "		2	21	25	6	3				57
26 "		2	6	17	5	4	1			35
27 "		1	8	16	4	2	3			34
28 "		2	6	19	2	4	4			37
29 "		1	6	12	5	6	4			34
30 "			6	7		4	4			21
31 "			4	9		2		1		16
32 "		1	5	5	3	4	3			21
33 "			8	9	4	1	4	2	1	29
34 "			8	8	2	3	2			23
35 "			3	8	3	2	1	1	2	20
36 "			8	11	1	6	2	3	1	32
37 "	1		11	9	2	2	1	4	2	32
38 "			2	7	1	2		2	1	15
39 "			3	3	1	3	1	3	2	16
40 "			2	7	1	1	1	2	1	15
41年以上			2	4	1	3	2		1	13
計	236	729	653	391	63	63	35	18	11	2,199

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1 年未満						
1 年						
2 "						
3 "						
4 "						
5 "						
6 "	1					1
7 "						
8 "	1					1
9 "						
10 "						
11 "						
12 "						
13 "						
14 "						
15 "		1				1
16 "						
17 "						
18 "						
19 "						
20 "		1				1
21 "						
22 "						
23 "						
24 "			1			1
25 "			1			1
26 "			3			3
27 "						
28 "			3			3
29 "			1	4		5
30 "			2			2
31 "				1		1
32 "				3		3
33 "				1		1
34 "				3		3
35 "				1		1
36 "			1	1		2
37 "				1		1
38 "				2		2
39 "			1			1
40 "				1		1
41年以上						
計	2	2	13	18		35

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1 年未満	2	16			18
1 年		13			13
2 "		19			19
3 "		23			23
4 "		19			19
5 "		34			34
6 "		38			38
7 "	1	47			48
8 "	2	50			52
9 "	3	41			44
10 "	7	47			54
11 "	5	43			48
12 "	4	50			54
13 "	3	67			70
14 "	5	54			59
15 "	3	51			54
16 "		71			71
17 "	6	71			77
18 "	3	68			71
19 "	2	54			56
20 "	4	69			73
21 "	3	79			82
22 "	4	86			90
23 "		91			91
24 "	2	90			92
25 "	1	93	1		95
26 "	2	119	4		125
27 "	1	104	5		110
28 "	1	113	14		128
29 "		100	9		109
30 "		93	13	2	108
31 "	1	93	7	3	104
32 "		85	19	6	110
33 "		73	4	10	87
34 "		81	8	10	99
35 "		50	5	12	67
36 "		62	4	13	79
37 "		31	5	9	45
38 "		5			5
39 "		3			3
40 "		1			1
41年以上	1				1
計	66	2,397	98	65	2,626

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1 年未満		103			103
1 年		103			103
2 "		114			114
3 "		113			113
4 "		109			109
5 "		88			88
6 "		95			95
7 "		100			100
8 "		94			94
9 "		84			84
10 "		89			89
11 "		124			124
12 "		102			102
13 "		90			90
14 "		95			95
15 "		94			94
16 "		100			100
17 "		91			91
18 "		102			102
19 "		101	1		102
20 "		99			99
21 "		112			112
22 "		121	1		122
23 "		128	2		130
24 "		151	10		161
25 "		155	17	1	173
26 "		144	26		170
27 "		142	33		175
28 "		163	46	1	210
29 "		172	53	6	231
30 "		190	57	7	254
31 "		189	46	18	253
32 "		209	44	32	285
33 "		212	28	30	270
34 "		208	24	63	295
35 "		233	9	82	324
36 "		177	5	90	272
37 "		102	2	45	149
38 "		8			8
39 "		5			5
40 "				1	1
41年以上					
計		4, 911	404	376	5, 691

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1 年未満						
1 年	2					2
2 "	2					2
3 "	4					4
4 "	1					1
5 "	2					2
6 "	3					3
7 "	1					1
8 "	3					3
9 "	2					2
10 "	2					2
11 "	1	1				2
12 "		2				2
13 "		1				1
14 "		2				2
15 "		1				1
16 "		3				3
17 "		2	1			3
18 "		3	2			5
19 "	1		2			3
20 "			2			2
21 "			2			2
22 "		1	1			2
23 "	1		1			2
24 "			2			2
25 "		1				1
26 "			5			5
27 "			4			4
28 "			2			2
29 "			6			6
30 "			1	1		2
31 "			1	1		2
32 "			6			6
33 "			2	3		5
34 "			1	1	1	3
35 "			2	2		4
36 "			1	3		4
37 "				1		1
38 "						
39 "						
40 "						
41年以上						
計	25	17	44	12	1	99

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1 年未満					
1 年					
2 "					
3 "					
4 "					
5 "	1				1
6 "					
7 "					
8 "					
9 "					
10 "					
11 "					
12 "					
13 "					
14 "	1				1
15 "					
16 "					
17 "				1	1
18 "			1		1
19 "					
20 "			1		1
21 "					
22 "					
23 "					
24 "					
25 "					
26 "			1		1
27 "					
28 "					
29 "					
30 "			1		1
31 "					
32 "			1		1
33 "					
34 "					
35 "					
36 "			1		1
37 "					
38 "					
39 "					
40 "					
41年以上			2		2
計	2		8	1	11

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1 年未満		4						4
1 年	1	6						7
2 "		2						2
3 "		5						5
4 "								
5 "		2						2
6 "		2						2
7 "		8						8
8 "		7						7
9 "		7						7
10 "		8	1					9
11 "			1					1
12 "		2	2					4
13 "		6	3	1				10
14 "		1	2	1				4
15 "		1	2	4				7
16 "			1	2	1			4
17 "			2	4				6
18 "		1	1	1	2			5
19 "				2	2			4
20 "				1	1			2
21 "			2		6			8
22 "			1	1	1			3
23 "					2			2
24 "			1	1	5			7
25 "					5			5
26 "					7			7
27 "				1	2			3
28 "				2	6			8
29 "				1	2			3
30 "					1	2		3
31 "				1	6			7
32 "				1	5	1		7
33 "				1	3			4
34 "				2	3	3	2	10
35 "				1	3	2		6
36 "							1	1
37 "					3			3
38 "				1	1			2
39 "								
40 "								
41年以上		3						3
計	1	65	19	29	67	8	3	192

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1 年未満								
1 年		5						5
2 "		7						7
3 "		7						7
4 "		3						3
5 "		7						7
6 "		3						3
7 "		2						2
8 "		3						3
9 "		5						5
10 "		1						1
11 "			1					1
12 "		1	2					3
13 "		1	3					4
14 "		2	1	1				4
15 "		3		2				5
16 "		1	1	2				4
17 "		1	2	1				4
18 "			1	1	2			4
19 "		2						2
20 "					1			1
21 "		1		1				2
22 "				1				1
23 "			1		2			3
24 "			1	1				2
25 "			1	1	2			4
26 "			1		1			2
27 "				1				1
28 "					1			1
29 "				1				1
30 "			1					1
31 "				1				1
32 "		1			4			5
33 "				1	2			3
34 "				2	1			3
35 "								
36 "				1				1
37 "				1				1
38 "					3			3
39 "					2			2
40 "								
41年以上								
計		56	16	19	21			112

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 修学 年数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
行政職	1	452	5	309		14.4
	2	677	9	233		15.0
	3	601	7	199		15.0
	4	495	12	248		14.7
	5	410	7	211		14.6
	6	233	2	78		15.0
	7	124	1	24		15.3
	8	39	1	3		15.7
	9	19		2		15.6
	計	3,050	44	1,307		14.8
警察職	1	53	8	175		13.0
	2	421	24	284		14.4
	3	449	31	173		14.8
	4	255	17	119		14.7
	5	40	2	21		14.6
	6	42		21		14.7
	7	22	1	12		14.6
	8	8		10		13.8
	9	5		6		13.8
	計	1,295	83	821		14.4
海事職	1		1	1		13.0
	2			2		12.0
	3		1	12		12.2
	4		4	14		12.4
	5					
	計		6	29		12.3
教育職(一)	1	38	14	14		14.7
	2	2,314	59	24		15.9
	3	97	1			16.0
	4	65				16.0
	計	2,514	74	38		15.9
教育職(二)	1					
	2	4,787	123	1		15.9
	3	401	3			16.0
	4	375		1		16.0
	計	5,563	126	2		16.0

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 修学 年数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
研究職	1	24	1			15.9
	2	17				16.0
	3	42	1	1		15.9
	4	12				16.0
	5	1				16.0
	計	96	2	1		15.9
医療職(一)	1	2				16.0
	2					
	3	8				16.0
	4	1				16.0
	計	11				16.0
医療職(二)	1		1			14.0
	2	53	12			15.6
	3	17	2			15.8
	4	21	8			15.4
	5	52	15			15.6
	6	8				16.0
	7	3				16.0
	計	154	38			15.6
医療職(三)	1					
	2	43	13			15.5
	3	10	6			15.3
	4	7	12			14.7
	5	6	15			14.6
	6					
	7					
	計	66	46			15.2

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者	13,000円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族) 〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕	扶養 親族計	加算額 5,000円 〔満16歳年度 初めから満 22歳年度末 までの間に ある子〕	受給者 1人当たり 平均手当 月額
行政職	1,284人	1,980人	143人	2,123人	738人	23,640円
警察職	1,040	1,871	21	1,892	389	25,386
海事職	16	32	0	32	14	30,375
教育職(一)	1,018	1,682	85	1,767	570	24,822
教育職(二)	1,828	2,751	202	2,953	1,247	23,693
研究職	29	51	3	54	17	26,466
医療職(一)	2	5	0	5	0	32,500
医療職(二)	59	98	3	101	37	25,059
医療職(三)	24	37	5	42	11	23,688
計	5,300	8,507	462	8,969	3,023	24,283

第9表 住居手当の支給状況

その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者				受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
	手 当 月 額 11,000 円 未 満	手 当 月 額 11,000 円 以 上 27,000 円 未 満	手 当 月 額 27,000 円	計	
行 政 職	2 ^人	613 ^人	834 ^人	1,449 ^人	25,078 ^円
警 察 職	0	337	444	781	24,968
海 事 職	0	5	5	10	23,100
教 育 職 (一)	0	268	517	785	25,518
教 育 職 (二)	2	514	793	1,309	25,336
研 究 職	0	14	24	38	25,382
医 療 職 (一)	0	0	3	3	27,000
医 療 職 (二)	0	22	47	69	25,439
医 療 職 (三)	0	8	20	28	26,139
計	4	1,781	2,687	4,472	25,223

その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

区分 給料表	受 給 者	受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
行 政 職	9 ^人	12,856 ^円
警 察 職	12	13,292
海 事 職	0	0
教 育 職 (一)	0	0
教 育 職 (二)	3	11,733
研 究 職	0	0
医 療 職 (一)	0	0
医 療 職 (二)	1	13,500
医 療 職 (三)	0	0
計	25	12,956

第10表 通勤手当の支給状況

通勤方法 \ 区分	受 給 者	受 給 者 1 人 当 月 当 たり 平 均 手 当 月 額
交 通 機 関 利 用 者	1,525	17,256
交 通 用 具 使 用 者	10,313	9,371
自 動 車	10,121	9,506
そ の 他	192	2,264
併 用 利 用 者	283	49,162
計	12,121	11,292

第11表 再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	126		1	52	61	12					
警察職	41		6	30	5						
海事職	1			1							
教育職 (一)	139	11	128								
教育職 (二)	160		160								
研究職	0										
医療職 (二)	5			1	1	3					
医療職 (三)	3			3							
給料表計	475										
62歳	164										
63歳	158										
64歳	153										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	9		9								
警察職	1			1							
教育職 (一)	5		5								
教育職 (二)	46		46								
給料表計	61										
60歳	12										
61歳	21										
62歳	27										
63歳	0										
64歳	1										

2 令和8年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 315事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から120事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種178人（行政職に相当する調査実人員159人）、初任給関係以外の調査職種3,505人（行政職に相当する調査実人員3,099人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、22,953人であり、行政職に相当するものは、17,136人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計		103	43	60
農 業 , 林 業 、 漁 業		2	1	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		8	3	5
製 造 業		43	17	26
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		15	8	7
卸 売 業 , 小 売 業		3	1	2
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		2	0	2
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		30	13	17

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が16所あった。
2 調査対象事業所120所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた119所に占める調査完了事業所103所の割合(調査完了率)は86.6%である。
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	222,327	226,651	225,976
	短 大 卒	197,655	204,500 *	x
	高 校 卒	195,111	186,900 *	197,847
新 卒 技 術 者	大 学 卒	244,888	259,889	232,455
	短 大 卒	218,554	232,730 *	208,429
	高 校 卒	195,137	214,037	187,497
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	232,589	236,641	228,468
	短 大 卒	211,211	218,615	202,501
	高 校 卒	195,131	208,383	190,001

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

給与比較の対象職種
企業規模計（100人以上）

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	57.5	661,537	25,957	635,580
	工 場 長	4	48.5	630,139	285	629,854
	事 務 部 長	96	54.7	663,885	2,424	661,461
	技 術 部 長	72	53.5	762,613	1,371	761,242
	事 務 部 次 長	46	53.0	549,301	4,612	544,689
	技 術 部 次 長	14	49.9	575,258	14,861	560,397
	事 務 課 長	183	51.4	539,155	11,058	528,097
	技 術 課 長	161	51.4	653,636	11,576	642,060
	事 務 課 長 代 理	98	49.1	462,617	43,963	418,654
	技 術 課 長 代 理	32	46.6	495,738	56,172	439,566
	事 務 係 長	166	47.2	463,332	59,783	403,549
	技 術 係 長	183	47.6	621,396	130,353	491,043
	事 務 主 任	226	44.3	361,845	35,593	326,252
	技 術 主 任	203	44.1	477,272	92,307	384,965
	事 務 係 員	921	39.5	308,065	31,665	276,400
	技 術 係 員	689	36.3	380,147	69,968	310,179
技 能 ・ 職 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	3	49.5	219,000	21,619	197,381
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	3	57.5	307,640	0	307,640
研 究 関 係 職 種	研 究 部（課）長	—	—	—	—	—
	研 究 室（係）長	X	X	X	X	X
	主 任 研 究 員	X	X	X	X	X
	研 究 員	2	26.5	308,267	1,527	306,740
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9 級、10 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7 級、8 級
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職 7 級、8 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5 級、6 級
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職 5 級、6 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 4 級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3 級、4 級 企業規模100人以上500人未満 行政職 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職 (係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職 2 級 (一部は 3 級、4 級) 企業規模100人以上500人未満 行政職 2 級 (一部は 3 級)
	行政職 1 級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
2 室(係)以上又は構成員 7 人以上の部(課)の長	
構成員 3 人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

間)」とは、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、②課長と係長の間、③係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	5	58.3	742,853	0	742,853
	大 学 教 授	30	56.8	611,288	0	611,288
	大 学 准 教 授	23	50.7	545,378	0	545,378
	大 学 講 師	20	42.5	507,752	0	507,752
	大 学 助 教	16	36.9	406,378	0	406,378
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	4	60.0	536,518	0	536,518
	高 等 学 校 教 諭	23	42.6	418,978	0	418,978
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—
	副 院 長	X	X	X	X	X
	医 科 長	—	—	—	—	—
	医 師	11	52.1	1,376,827	116,072	1,260,755
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—
	薬 局 長	2	51.5	444,188	3,215	440,973
	薬 剤 師	6	41.5	392,332	12,005	380,327
	診 療 放 射 線 技 師	8	40.5	326,655	29,536	297,119
	臨 床 検 査 技 師	5	41.5	298,822	13,380	285,442
	栄 養 士	8	44.5	298,031	17,909	280,122
	理 学 療 法 士	26	37.7	288,150	13,710	274,440
	作 業 療 法 士	32	36.9	290,342	9,355	280,987
	総 看 護 師 長	—	—	—	—	—
	看 護 師 長	31	49.3	392,554	29,228	363,326
	看 護 師	106	41.3	313,897	41,363	272,534
	准 看 護 師	39	41.2	248,909	37,408	211,501

備 考	対 応 級
部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
部下に薬剤師 2 人以上	
部下に看護師長 5 人以上	
部下に看護師又は准看護師 5 人以上	

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支給する給与 A (円)	う ち 時間外手当 B (円)	A－B (円)
事務・技術関係職種（再雇用者）	支店長・工場長	X	X	X	X	X
	事務・技術部長	4	63.0	478,008	18,279	459,729
	事務・技術部次長	4	63.0	394,814	22,277	372,537
	事務・技術課長	7	61.5	443,782	15,432	428,350
	事務・技術課長代理	X	X	X	X	X
	事務・技術係長	2	62.4	203,548	0	203,548
	事務・技術主任	12	63.3	245,505	105	245,400
	事務・技術係員	118	62.9	269,538	14,337	255,201

備 考	対 応 級
事務・技術関係職種の備考欄参照	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

項 目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	54.6	(58.8)	(41.2)	(ー)	45.4
	500 人 以 上	87.5	(39.1)	(60.9)	(ー)	12.5
	100 人 以 上 500 人 未 満	25.8	(83.3)	(16.7)	(ー)	74.2
高 校 卒	規 模 計	57.3	(89.0)	(11.0)	(ー)	42.7
	500 人 以 上	83.7	(100.0)	(ー)	(ー)	16.3
	100 人 以 上 500 人 未 満	34.1	(84.4)	(15.6)	(ー)	65.9

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位 %)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	規 模 計	74.8	6.0	0.0	19.2
	500 人 以 上	70.9	2.1	0.0	27.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	76.8	7.9	0.0	15.3
課 長 級	規 模 計	64.5	8.4	0.0	27.1
	500 人 以 上	62.5	4.9	0.0	32.6
	100 人 以 上 500 人 未 満	65.4	10.1	0.0	24.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除く事業所を100とした割合である。

なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位 %)

項 目 役職 段階		企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
				増額	減額	変化なし			
係 員	規 模 計		83.1	83.1	35.8	4.5	42.9	0.0	16.9
	500 人 以 上		86.8	86.8	23.8	12.4	50.6	0.0	13.2
	100 人 以 上 500 人 未 満		81.0	81.0	42.5	0.0	38.5	0.0	19.0
課 長 級	規 模 計		72.6	72.6	27.6	4.5	40.6	0.0	27.4
	500 人 以 上		79.4	79.4	19.6	8.6	51.1	0.0	20.6
	100 人 以 上 500 人 未 満		68.9	68.9	32.0	2.2	34.7	0.0	31.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第6表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位 %)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
88.1	65.1	38.4	11.9

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位 %)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
69.2	(22.6)	(42.3)	(2.2)	(24.5)	(8.4)	14.7回	30.8

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
59.0	41.0	57.6	42.4	56.0	44.0

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（第8表から第10表において同じ。）。

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

			定年制あり	定年制なし		
			定 年 年 齢			
			60歳	61歳以上		
			100.0	63.7	36.3	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分 \ 項 目		給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課 長 級		40.1	32.9	59.9
非 管 理 職		31.2	28.4	68.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第10表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
73.4	75.6

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

年 月 給与項目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和8年4月	令和7年4月	令和8年4月	令和7年4月
俸 給	342,178 ^円	332,237 ^円	356,257 ^円	345,458 ^円
地 域 手 当 等	45,912	44,844	45,518	44,336
俸給の特別調整額	12,583	12,585	11,889	11,810
扶 養 手 当	7,841	7,896	8,653	8,573
住 居 手 当	8,190	7,928	7,519	7,227
そ の 他	11,747	8,990	9,520	7,575
合 計 (平均給与月額)	428,451	414,480	439,356	424,979

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区 分 俸 給 表	適用人員 人	性 別 人 員 構 成 比		平均年齢 歳	平 均 経 験 年 数 年
		男 性 %	女 性 %		
行政職俸給表(一)	139,564	72.8	27.2	41.7	19.4
公安職俸給表(一)	22,043	87.2	12.8	41.8	20.5
海事職俸給表(一)	205	97.6	2.4	41.7	20.2
研究職俸給表	1,137	78.6	21.4	46.0	21.9
医療職俸給表(一)	590	75.3	24.7	54.3	27.3
医療職俸給表(二)	508	52.4	47.6	47.0	21.3
医療職俸給表(三)	1,757	22.2	77.8	48.4	22.7
特 定 任 期 付 職 員 俸 給 表	490	80.4	19.6	43.3	—
第一号任期付 研究員俸給表	17	52.9	47.1	45.1	—
第二号任期付 研究員俸給表	23	65.2	34.8	35.2	—

- (注) 1 令和8年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している給料表に対応するものを掲げた。
2 再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員)等は含まれていない。

第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

給料表				行政職	公安職	海事職	教育職 (高等学校)	教育職 (中・小学校)
項目	県							
職員数 (人)	青森県	4,401	2,199	35	2,626	5,691		
	岩手県	4,476	2,035	－	2,910	5,634		
	宮城県	5,603	3,799	－	4,086	6,168		
	秋田県	3,640	1,870	17	2,154	3,833		
	山形県	3,688	1,838	19	2,036	4,846		
	福島県	5,731	3,268	－	4,117	8,056		
平均給料月額 (円)	青森県	332,686	339,779	404,280	391,340	385,478		
	岩手県	342,790	352,748	－	397,170	384,057		
	宮城県	344,827	360,593	－	392,252	371,627		
	秋田県	348,015	352,981	362,292	409,255	385,506		
	山形県	348,944	358,331	410,837	401,687	374,846		
	福島県	348,156	365,278	－	407,930	386,087		
平均年齢 (歳)	青森県	40.8	37.6	48.6	45.3	45.3		
	岩手県	40.6	37.5	－	45.2	43.6		
	宮城県	40.8	37.9	－	44.2	40.4		
	秋田県	41.8	37.7	42.0	47.8	44.9		
	山形県	41.9	38.4	47.9	45.8	41.7		
	福島県	41.1	38.4	－	46.0	43.4		
平均経歴年数 (年)	青森県	19.1	16.5	29.3	22.5	22.7		
	岩手県	19.6	16.9	－	22.6	21.1		
	宮城県	19.9	17.0	－	21.8	18.1		
	秋田県	20.6	16.7	22.0	24.7	21.8		
	山形県	20.5	17.5	28.0	23.0	18.9		
	福島県	19.1	17.0	－	23.1	20.5		
平均修学年数 (年)	青森県	14.8	14.4	12.3	15.9	16.0		
	岩手県	14.3	14.0	－	15.8	15.9		
	宮城県	14.4	14.4	－	15.9	16.0		
	秋田県	14.3	14.1	13.3	16.1	16.0		
	山形県	14.6	14.1	12.6	15.8	16.0		
	福島県	14.9	14.1	－	15.9	15.9		

行政別 職員 給与 構成 表比 (%)	職務の級			1	級	2	級	3	級	4	級	5	級
	県												
	青	森	県	17.4		20.9		18.3		17.2		14.3	
	岩	手	県	18.2		17.4		13.1		17.0		22.3	
	宮	城	県	13.8		16.9		17.4		20.6		18.8	
	秋	田	県	15.2		14.8		16.7		11.0		31.0	
	山	形	県	19.3		12.2		15.7		18.8		20.6	
	福	島	県	15.7		10.5		21.1		26.7		10.5	

(注) 1 教育職給料表（高等学校）には、特別支援学校の職員を含む。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	計
99	11	192	112	15,366
171	23	102	96	15,447
259	19	209	98	20,241
176	19	82	66	11,857
259	13	261	119	13,079
290	20	235	170	21,887
360,438	523,209	339,470	327,569	363,803
376,326	501,952	351,542	341,116	370,053
372,644	467,553	357,536	348,086	366,145
382,712	450,047	356,836	329,782	372,702
370,415	550,192	346,998	364,988	369,208
356,797	548,890	349,440	335,374	376,130
44.1	55.4	42.6	38.1	42.8
42.7	44.2	41.7	38.7	42.2
43.8	39.8	41.9	39.2	40.9
43.9	40.6	43.6	36.2	43.3
42.2	53.5	41.9	42.9	42.0
39.8	51.2	42.5	37.1	42.4
21.0	26.2	19.5	16.0	20.7
20.0	19.8	18.5	16.1	20.4
21.2	17.0	19.3	16.6	19.2
19.3	12.7	19.3	13.4	21.0
19.3	26.8	19.3	20.6	19.9
16.6	26.7	20.1	14.7	20.0
15.9	16.0	15.6	15.2	15.4
16.0	18.0	15.8	15.6	15.2
15.7	16.0	15.7	15.9	15.2
17.1	18.3	16.5	16.0	15.2
16.0	16.0	15.0	15.0	15.3
15.9	18.0	14.9	15.2	15.3

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
7.1	3.4	1.0	0.5	—	100.0
5.5	4.4	1.7	0.5	0.1	100.0
6.6	3.9	1.6	0.5	—	100.0
8.4	1.4	1.1	0.5	—	100.0
8.3	3.0	1.6	0.5	—	100.0
11.7	2.4	0.9	0.5	0.0	100.0

4 生 計 費 関 係

青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,550	49,370	61,080	72,800	84,510
住居関係費	54,810	71,000	61,230	51,470	41,700
被服・履物費	4,670	5,170	7,220	9,270	11,320
雑 費 I	47,480	59,450	82,390	105,330	128,260
雑 費 II	7,240	13,960	16,320	18,680	21,040
計	141,750	198,950	228,240	257,550	286,830

標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

食 料 費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑 費 I	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（青森市・勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費（令和8年4月、全国）を基礎に算定した。

5 労働経済指標

年 月				令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
項 目									
① 賃金・労働時間	きま つて 支 給 す る 給 与 (調査産業計)	青 森 県	金 額 (円)	255,990	254,209	260,092	259,434	258,395	256,399
			前年同月比 (%)	5.1	4.1	3.3	2.8	3.7	4.5
		うち所定内給与	金 額 (円)	237,359	236,415	241,030	239,655	238,819	236,709
			前年同月比 (%)	4.4	3.6	2.4	1.9	2.7	3.3
		全 国	金 額 (円)	323,962	321,399	324,349	324,962	322,452	323,860
			前年同月比 (%)	2.3	2.0	2.3	2.4	2.0	2.3
		うち所定内給与	金 額 (円)	298,405	296,908	299,777	299,529	297,808	299,570
			前年同月比 (%)	2.4	2.1	2.3	2.2	2.2	2.4
	総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)	青 森 県	時 間 数 (時間)	152.8	148.9	155.6	157.0	145.0	151.1
		うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	10.7	10.5	10.6	11.1	10.8	11.1
		全 国	時 間 数 (時間)	145.4	140.5	145.2	148.8	135.2	139.9
		うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	12.0	11.3	11.3	11.6	10.6	11.4
② 生計費	消 費 支 出 世 帯	全 青 森 市	金 額 (円)	263,493	240,993	234,348	292,559	286,516	210,869
			前年同月比 (%)	9.5	△ 13.6	△ 5.7	16.5	△ 0.1	△ 15.5
		全 国	金 額 (円)	325,717	316,085	295,419	305,694	313,977	303,214
			前年同月比 (%)	4.0	8.9	5.2	5.1	5.5	5.3
	支 出 者 世 帯	全 青 森 市	金 額 (円)	274,388	250,716	253,431	313,037	330,184	220,151
			前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 29.3	△ 2.1	14.8	0.6	△ 17.0
		全 国	金 額 (円)	363,182	351,466	323,202	338,900	347,325	339,762
			前年同月比 (%)	5.3	10.3	7.7	8.4	9.0	10.2
③ 物価	消費者物価指数	青 森 市	前年同月比 (%)	3.4	3.5	3.0	2.9	2.4	2.8
		全 国	前年同月比 (%)	3.6	3.5	3.3	3.1	2.7	2.9
	国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	3.9	3.1	2.8	2.5	2.7	2.8
④ 雇用	常用雇用指数 (調査産業計)	青 森 県	前年同月比 (%)	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.9	△ 1.6	△ 2.5	△ 1.8
		全 国	前年同月比 (%)	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	有効求人倍率 (季節調整値)	青 森 県	倍 率 (倍)	1.08	1.08	1.09	1.09	1.09	1.08
		全 国	倍 率 (倍)	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」
2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
261,761	263,284	267,270	253,019	248,886	255,949	251,561	256,947	254,895	厚生労働省 青 森 県
4.6	3.9	5.5	△ 0.4	△ 2.1	0.0	△ 1.7	1.1	△ 2.0	
241,119	241,893	246,299	236,434	231,035	238,019	233,853	239,258	237,554	
3.9	3.0	4.5	0.7	△ 1.5	0.8	△ 1.5	1.2	△ 1.4	
328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689	332,509	336,400	
2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0	3.5	3.7	
301,952	300,261	301,411	299,243	300,032	303,269	309,459	306,951	310,738	
2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7	3.4	3.7	
156.8	148.9	149.5	139.9	138.9	145.6	148.5	141.8	150.8	
11.6	11.3	11.0	9.1	9.7	9.8	9.7	10.3	9.5	
147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8	135.2	145.4	
12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2	11.1	11.5	
304,846	329,502	308,259	298,204	224,757	303,463	329,709	298,247	243,754	総 務 省
21.3	37.9	△ 2.0	10.0	△ 14.0	7.5	25.1	23.8	4.0	
306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345	290,886	
0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3	△ 1.5	
359,042	429,835	371,052	388,840	242,738	361,064	424,924	328,423	257,680	
41.6	66.0	6.9	48.8	△ 20.9	16.8	54.9	31.0	1.7	
338,977	350,349	374,127	334,790	319,797	374,892	364,781	353,443	310,420	総 務 省
3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4	0.6	△ 4.0	
3.3	3.6	2.7	1.4	1.3	1.9	2.6	2.9	2.9	
3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5	1.7	日 本 銀 行
2.8	2.8	2.5	2.5	2.2	3.0	5.5	6.8	7.4	
△ 0.8	△ 2.8	△ 2.6	0.6	0.1	2.3	0.8	1.2	2.4	厚生労働省 青 森 県
0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	0.5	
1.07	1.09	1.10	1.12	1.10	1.08	1.08	1.08	1.07	厚生労働省
1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	

の前年同月比は令和2年＝100とした指数を基礎としている。
以上の数値である。

6 勤 務 時 間 等 関 係

第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

部局等 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事	12.7	14.4	10.8	10.0	10.3
警 察	19.7	19.1	19.6	19.1	19.3
教育委員会	11.9	11.6	9.6	10.0	10.7
そ の 他	5.8	8.7	10.6	9.5	11.6
計	15.4	16.2	14.3	13.6	13.9

(注) 1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員一人当たりの平均である。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その2 時間外勤務が月100時間以上の職員数

(単位 人)

部局等 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知 事	298	299	62	86	61
警 察	3	7	8	0	4
教育委員会	1	0	2	1	8
そ の 他	3	2	0	3	6
計	305	308	72	90	79

(注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

部局等 \ 年次	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
知 事	14.1	14.2	15.2	15.0	15.1
警 察	15.2	15.0	15.8	15.9	16.6
教育委員会	11.8	12.8	13.5	14.1	13.4
高等学校、 特別支援学校	13.2	13.3	14.8	14.4	14.3
中学校、小学校	11.7	12.3	14.1	13.6	13.1
そ の 他	13.5	15.0	15.7	15.5	14.5
計	13.0	13.3	14.7	14.4	14.3

(注) 日数は、職員一人当たりの年間平均取得日数である。

7 人事院の勧告・報告の概要

(令和8年8月7日人事院)

令和8年 人事院勧告・報告の概要



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格【令和9年夏に具体的な内容を報告】 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入【対象】 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用
4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務		
◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進 ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～ ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透		国家公務員行動規範 ➢ 「国民を第一」に考えた行動 ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行 ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のペースアップ【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円[単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃